
平成25年 第6回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第2日)

平成25年9月9日(月曜日)

議事日程(第2号)

平成25年9月9日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

出席議員(14名)

1番 白川立真君	2番 三鴨義文君
3番 米澤睦雄君	4番 板井隆君
5番 植田均君	6番 景山浩君
7番 杉谷早苗君	8番 細田元教君
9番 石上良夫君	10番 井田章雄君
11番 秦伊知郎君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 青砥日出夫君

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 芝 田 卓 巳君

書記 ————— 岡 田 光 政君
書記 ————— 石 谷 麻衣子君
書記 ————— 小 林 公 葉君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 陶 山 清 孝君
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 吉 原 賢 郎君
総務課長 ————— 加 藤 晃 君 財政室長 ————— 三 輪 祐 子君
企画政策課長 ————— 矢 吹 隆 君 地域振興専門員 ——— 長 尾 健 治君
税務課長 ————— 畠 稔 明 君 町民生活課長 ————— 仲 田 磨理子君
教育次長 ————— 板 持 照 明君 総務・学校教育課長 ——— 福 田 範 史君
病院事務部長 ————— 中 前 三紀夫君 健康福祉課長 ————— 伊 藤 真 君
福祉事務所長 ————— 頼 田 光 正君 建設課長 ————— 頼 田 泰 史君
上下水道課長 ————— 谷 田 英 之君 産業課長 ————— 仲 田 憲 史君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（青砥日出夫君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（青砥日出夫君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

3 番、米澤睦雄君、4 番、板井隆君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（青砥日出夫君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 町政に対する一般質問

○議長（青砥日出夫君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

まず、7番、杉谷早苗君の質問を許します。

7番、杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 改めましておはようございます。7番、杉谷早苗です。

初めに、7月15日の大雨による被害に遭われました方々に心よりおわび申し上げます。そして、一日も早い復興を祈念しております。

さて、昨日の早朝のことです。5時20分に2002年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まりました。そしてまた、けさ早朝には追加競技であったレスリングが戻ることができました。本当にうれしいことです。我が南部町の子供たちにも夢と希望と可能性を与えてくれる出来事ではないでしょうか。そして、東京より離れている我が町ですが、さまざまな効果をもたらせてくれるのではないかと期待もしております。

また、きょうは南部町総合スポーツクラブ、このクラブは結成後日の浅い若い組織ですが、東京オリンピックにあやかって元気のいいクラブに育つよう応援の気持ちを込めまして、このスポンサーなんぶのポロシャツを着てまいりました。蛇足とは思いますが、このポロシャツは議場の着用を認められておりますので申し添えておきます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問をいたします。

私は、土曜日の授業についてお尋ねいたします。近年学校を取り巻く諸課題が報道関係でも多く見られます。それは、体罰、いじめ、心の難易であるところの道徳など日々の生活の問題や、国際学力調査の結果、我が国の順位が低下していることによる波紋です。これらについてはさまざまな視点での議論がなされております。私は、人づくりはまちづくりを信念として、子育て、教育について一般質問をしてまいりました。このように一般質問を重ねていく中で見えてきたものに、小学校、中学校の先生方の多忙感、児童生徒の窮屈なカリキュラムがありました。このことに関して土曜日の扱いについて前回6月議会にお尋ねするつもりでしたが、機会を失いました。そこで、9月議会で質問をかけようと思っていましたところ、急速に土曜日授業についての報道が高まってきました。8月の文部科学省のホームページでは、平成26年度、すなわち来年度の予算要求の中に新事業として土曜日の教育活動、20億円が掲載されておりました。このように、土曜日の授業実施に向けての具体化が進められてきております。しかしながら、児童生徒の保護者の方々や一般の町民には余り知られておりません。そこで、次の5点についてお尋ねをいたします。

初めに、1点目です。学校週5日制に移行になった当時、どのような御感想をお持ちであったでしょうか、お尋ねいたします。これは完全に週5日制になりましたのは、平成14年4月からです。平成4年9月からは月に1回、第2土曜日が休業日となり、平成9年4月からは月に2回、第2第4の土曜日が休業日となっております。この当時保護者として、またPTA会員として学齢期の子供を持っておられました渦中の親御さん、渦中という言葉を使っていいのかどんなかわかりませんが、そういう時期にいらっしゃいましたので、お尋ねいたします。

2点目、今日土曜日授業の実施が求められている背景をお尋ねいたします。この背景として、制度導入以前の状況、実施後の事情など、今日土曜日授業の実施が求められている現状をお伺いいたします。

3点目、現在鳥取県教育委員会ではどのような議論がなされているのかお尋ねします。国においては、来年度予算に計上するなど加速度的に進めているように見受けられます。鳥取県教育委員会の方針などをお聞かせください。

4点目です。県の教育委員会の動向を踏まえ、我が南部町のお考えをお尋ねします。この土曜日のあり方が変わるということは、子供を持つ家庭のみならず子供を取り巻く環境に大きな影響をもたらすことが考えられることから、お考えをお尋ねいたします。

最後でございます。具体的な取り組みについて関係者と合意形成がなされているものがあるかお尋ねいたします。この導入の時期の年月日は置いておき、教育に直接間接的に携わっておられる方々や、子供たちが日ごろお世話になっている方々に報告、依頼、協力など具体的な事柄について決めておられることがあるのかどうかをお尋ねいたします。

以上、この場での質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 杉谷議員の御質問にお答えをしております。

土曜日授業について、学校5日制に移行となったときにどのような感想を持っておったかということでございます。学校週5日制は、子供たちの生活全体を見直し、ゆとりのある生活の中で子供たちが個性を生かしながら豊かな自己実現を図ることができるように、平成4年9月から月1回、平成7年4月からは月2回という形で段階的に実施されてまいりました。そして、平成14年度から完全学校週5日制を実施されています。この学校週5日制について施行当時の感想をお求めでございますけれども、随分以前のことでもあって記憶は曖昧でございます。親としての感想ですけれども、平成4年には子供は上が高校生、下も中学生となっておったというように思うわけですが、一緒に何かをするような年齢ではなくなっておりまして特に印象は残っておりま

せん。子供に聞いてみましたところ、休みが多くなってうれしかったと、こう言っておりました。個人的には町の職員として自治労運動の責任者も務めてまいりましたので、教職員の皆さんと一緒にこの運動を進めてきたことから、早く完全実施になればよいのにと感じておりました。したがって、平成4年から始まった4週5休でも一歩前進したことを喜んだように記憶をいたしております。

2012年に行われた衆議院議員選挙の自民党の政権公約には土曜授業の実現が明記されておりまして、下村文部科学大臣も学校週5日制の見直しを厳命されて、その検討が進められようとしております。

そこで、この問題についてインターネットで調べてみましたところ、ベネッセ教育研究開発センターが朝日新聞社と共同で行った調査がありましたので、御紹介をしておきたいと思っております。調査では7割を超える保護者が完全学校週6日制、すなわち土曜日の完全復活ですね、23.4%。隔週の学校週5日制、すなわち隔週での土曜日の復活、これが57.3%のいずれかを選んでおられまして、学校5日制の現状を支持する保護者は17.9%という数字が示されております。

このデータの分析で土曜授業を望むのは経済的なゆとりがないと答えている保護者に多いなど、家庭の状況による違いが反映している点であります。土曜日を有効に活用することが難しい家庭があって、そうした保護者は土曜授業を歓迎する傾向があるようであります。社会的に週休2日が定着する中で、子供だけ土曜日に登校することの抵抗や、土曜日を体験的な活動に使うことの利点も感じているでしょう。結果として最も支持を集めたのは隔週学校週5日制です。子供とともに自由に使える土曜日の必要性を感じつつも、もう少し勉強してほしい、そんなところが保護者の本音のようであります。一定程度の土曜授業を望むが大きな変更は避けるという、合理的でバランスのよい選択をしている印象を受けました。

以上、答弁でございます。あとの件については教育長のほうから御答弁を申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 土曜日の授業に係る御質問にお答えいたします。

まず、学校週5日制に移行した当時の感想についてであります。学校週5日制は、学校、家庭、地域の3者が連携し役割分担をしながら社会全体で子供を育てるという基本理念のもと、平成4年9月から施行が始まり、平成14年4月から完全実施となりました。と同時に当時社会情勢であった週休2日制による労働時間短縮の側面からも、学校週5日制への移行が強く求められたと記憶をいたしております。当時の文部科学省の調査によりますと、小学生を持つ保護者の約半数

が子供が友達と遊ぶことがふえたと回答している一方で、することがなくてつまらないと思うことがあるという子供が約4割いたようです。

感想はとのことですが、学校週5日制の基本理念は評価できるものの、保護者の正しい理解や現実的な受け皿となる地域社会の合意形成、仕組み等が不十分であったのではないかと考えています。完全週休2日制という社会の要請に押し流される形で理念だけが先行してしまった嫌いがあったと感じております。

次に、土曜日授業の実施が求められる背景についてお答えいたします。

まず第1には、PISAなどの国際学力テストの順位が下がったことによってゆとり教育が学力の低下につながったとの指摘があり、このたびの学習指導要領の改訂では学習内容や授業時間数がふえております。あわせて、現場においてはさまざまな行事や教育活動に授業時間数が圧迫されている側面もあり、平日の5日間の授業時数だけでは十分な学習の定着につながりにくい現状があります。

2つ目には、感想としても申し上げましたが、学校週5日制の趣旨が地域社会に十分に浸透せず、子供たちの土曜日の過ごし方が所期の目的と乖離している現状が少なからずあるということでございます。

3つ目には、教職員の多忙感という問題もでございます。5日制完全実施後の教員勤務実態調査報告によりますと、小・中学校の約6割の教員が学校週5日制が教員の仕事からゆとりを奪っていると答えております。

いずれにいたしましても児童生徒の学力低下や学校におけるいじめ、不登校問題、さらには教職員の資質や多忙感問題等、山積する学校課題解決への道筋が明確でない現状を踏まえ、学校教育への信頼回復策として学校週5日制によって廃止となった土曜授業への期待が高まりつつあると認識をいたしております。

次に、土曜授業に係る県教育委員会の動きについてでございます。県教育委員会は今年度に入り、本件に対する子どもへの意向聴取や意見交換、県内教育委員やPTA関係者との懇談会等、精力的に関係者の土曜授業に対する意向把握を行っております。8月5日に開催された全県の教育委員研修会では、県の中島委員長は来年度に向けて積極的にやってみるという方向で検討していただきたい。財政的な支援が必要であれば県も応援をしたいと発言されております。こうしたことから県教育委員会の現段階でのスタンスとしましては、1つ、新しい学習指導要領や地域に開かれた学校づくりへの対応の観点から土曜授業について前向きに検討する必要がある。2つ、地教委や学校現場の意見に耳を傾けながらモデル的な実施を含め、取り組もうとする市町村及び

学校を積極的に支援したいとの基本姿勢であると承知をいたしております。

次に、4点目であります。こうした県教委の動向を踏まえ、現段階での本町の考え方についてお答えをいたします。本町では、教育振興基本計画において心豊かな自立した子供の育成を掲げ、コミュニティ・スクール制度を活用した新しい学校づくりに取り組んでいますが、その基本理念である子供は地域の宝、地域の子供は地域で育てることをさらに進めるために、土曜日に学校を開校する方向で現在検討をいたしております。具体的には月2回の半日。学校と地域、保護者が協働する形での開校を考えているところでございます。そのためには、学校現場の理解はもとよりであります。国や県の具体的な支援、地域や保護者の皆様の御理解と御協力がなければ難しいのも事実でございます。教職員の勤務形態の変更を伴いますので課題や問題点もたやすくはありませんが、県や国に地方教育行政の思いや願いを訴えながら、実現する方向での検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、具体的な取り組みについて関係者との合意形成はどうかとのお尋ねでございます。まず、私を含めました5人の教育委員の考え方ですが、現在の学校を取り巻く課題や現状を踏まえれば土曜開校の狙いは本町教育の方向性と同一線上にあり、学力向上等喫緊の重要課題の解決へもつながる取り組みである、条件を整えば速やかに実施すべきと共通理解をいたしております。また、現場の校長、教頭ともこの夏休み中にそれぞれ学校ごとに意見交換をいたしました。土曜開校が論議される社会的背景や基本的な考え方、具体的な狙いや現場の支援策等について共通理解するとともに、実施については慎重に判断していくことを確認をいたしております。今月中にはコミュニティ・スクール運営協議会会長や各学校のPTA役員の皆様と意見交換する予定ですが、地域振興協議会の皆さんやスポーツ少年団の皆さんとも意見交換をする必要があると思っております。そういった意味では、これから多くの皆様との合意形成を図っていく現状でございます。ただ、先ほども申し上げましたが、県や国との連携なくしては非常に難しい取り組みでございますので、並行して国の支援策や県の具体的な支援の枠組みについて教育長として積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） それぞれに御丁寧にありがとうございました。お考えを聞いていて大体の方向はわかってまいりました。

初めに、町長さんの御答弁の中で、私はただただ親の立場のほうばかり頭にありましたが、仕事のほうの、地域のほうのトップであられて、そのお立場ということとということをすっかり抜けておまして、本当に一つ物事進めるについてはいろんな観点から慎重に運ばなきゃいけない

なということを改めて感じさせていただきました。

それで、先ほど私は月に2回というのを始まった年度を平成9年と申し上げたように思います。先ほどの御答弁では平成7年とおっしゃいましたので、私のほうが間違っていましたらそれは訂正させていただきます。

それで、先ほどベネッセ教育何とかというところの資料を御紹介いただきまして、私が狭い範囲ですが聞いて回ったところによるところの保護者の方の御意見も、完全に週の全部の土曜日を学校へというお方も少なかったようです。このお示しいただきました統計と似たようなことを私も感じておりました。一方、私もインターネットで調べてみましたら、フランスのほうでは週5日制というのはもう普通のこと、週2日休むんじゃなくて3日でもというようなところもあるということです、これに対しては正解というのはないのかな、その家庭、国、さまざまところでそういうようなことなのかなと思っております。

そこで、私は南部町が一番いいと判断された、そういう方向でっていうのは間違いはないなというふうにはこのごろは感じております。町長は週2日っていうことにつきましては、先ほど教育長は月に2回程度をというようなことをおっしゃったんですが、その件につきましてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。子供の養育環境といいたいでしょうか、また教育の環境はこれは一様ではないと思うんですよね。学校5日制にしてゆとり教育ということを言ってゆとりを持たせようとしたところ、学力低下が顕著になったということもありますし、それからあいた時間はもうとにかく塾に追い立てられて、かえって競争が厳しくなったと、ゆとりがなくなったというようなこともあるわけですし、結局、私は全国一律に一つ制度で仕切ってしまうということではないのではないかなというように思います。やっぱり教育の目標となる水準というようなものを示して、あとはそれぞれの地域地域で特性があると思いますから、そういう子供の教育をしていけばいいのではないかなと。全員が東大を目指すような教育も必要かもわかりませんが、私はそういうことではないのではないかと。やっぱり生きる力を身につけるとか、それからどんどん伸ばす人についてはどんどん伸ばしてあげるような環境を整備するとか、そういうめり張りのきいたことをやる、どうも完全週休2日制というようなのは、これは大人の都合だったのではないかなというのが反省です。したがって、今、これをもとに戻すのも一遍に全部もとどおりにしてしまうということではなくて、それぞれの教育委員会に裁量権を持たせると、教育目標はしっかり示していくというようなことのほうがいいのではないかと思いますけどね。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） ありがとうございます。本当に穏やかなお考えで、私もその御意見には賛成しております。あとはもう教育長にしっかりと現場を監督していただくというような方向になろうかと思えます。

そこで、これから教育長にお尋ねいたします。2番目でございます。この中で小・中の6割の教員の方でしょうかね、多忙感。6割の方がゆとりがなくなっているっていうようなことのお話だったでしょうか。ちょっと私のメモが最後が切れておりましてあれでしたけれども、やはり新学習指導要領の全面实施になるっていうことは時間数もふえたっておっしゃいましたですね。その分内容が濃くなって教科書も厚くなって、その分時間数もふえたっていうことですが、時間数をふやすふやさないというのはどのようなところから来るんですか。これはそれぞれの教育委員会の裁量があるものですか。それとも文科省のほうからこんなもんだよというようなことがお示しがあるものですか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。先ほどの教育課程についての御質問でございます。

教育課程は一応文部科学省のほうで標準時間という形で示しております。それが先ほど教育長が答弁しましたように、ゆとり教育から学力低下というようなことから、今回の新教育課程においては見直しを図られ標準的に学習すべき時間というもの小・中学校でふえているということです。これまでの月曜日から金曜日までの授業時間内では非常にそれが厳しくなっているという現状でございますので、一応示しているのは文部科学省ということでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） ありがとうございます。文科省のほうで示しているということ。時間数がふえているということなんですが、子供たちの疲労感、ふえていることは一定の間にたくさん詰め込んできてる、時間もちょっとふえている。子供たちの疲労感、タイトになったというふうには聞いているんですが、でもタイトになっても子供たちは元気なんだよというようなことなのか、やっぱり子供はちょっとばかり顎出してるなというような、どのようなお考えをお持ちなんですかね。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 子供たちの様子ということでございますので詳しいデータを持ち合わせておるわけではございませんが、学校を幾つか見たり、先生方とお話ししたり、

子供たちとの話の中でということで御理解をいただければと思いますが、確かに子供たち、元気ですので少々いっぱい入ってきても大丈夫という子供も当然ありますが、やはり子供たちにはいろいろな発達段階がございますので、そうするとやっぱり時間をかけないと理解がなかなか難しいという場合、当然子供の体調もありますので、そういうことを考えると特に小学校の低学年なんかになると時間数をどうしても多く、月曜日から金曜日でやろうとすると5時間とかやっていけないといけないけど、小学校1年生とか2年生にそういう集中力っていうのはまだない状況です。そうするとやっぱり無理がかかっている子供たちも多いと。トータルで子供たちは一生懸命頑張っている。先生方も逆に1日5時間の授業準備するのか6時間の授業準備をするのかということになると、6時間のほうが当然ふえてまいりますので、そういうあたりではやはり教える内容がふえていくといろんなところでやはりトータルとしてはふえていく。ただ、子供たちはおっしゃるように一生懸命やっているというところはあると思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） ここまでお話を伺ってきますと、だんだん現状が本当に大変な状況であるのだなということがわかってまいりました。

そこで、鳥取県の教育委員会のほうの8月の5日、全県の教育長さんの研修会ということで、来年に向かっては積極的な方向でいくっていうふうなことでございました、前向きに取り組みたい、モデル的なところで支援をする、教育長はこの辺をどういうふうにお考えでしょうか。手を挙げられるようなお気持ちでいらっしゃいますか。その辺はいかがなものでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。答弁のほうでも申し上げましたけれども、やはり取り組んでいくという前向きなスタンスで現在検討しているわけでありまして。進めていく場合に、やはり学校現場、それから保護者の皆さん方、地域の皆さん方、やはりこのあたりでしっかりと共通理解をしていくというのが一つの手を挙げていく上での条件だろうというぐあいに思っています。その判断だと思えます。

もう一つは学校現場、答弁でも申し上げましたように勤務を要しない日に勤務をさせるっていうことになってまいりますので、一定の国なり県の支援といいたいでしょうか、例えば加配を置くとか、そういうような手当てがなければ幾ら保護者、あるいは地域の皆さんの御理解がいただいても、ちょっと現場のほうバンザイをしてしまうということにもつながりかねないということでございますので、このあたりの2つの側面をしっかりと確認をしながら適切な判断をしてまいりたいというぐあいに思っています。

特に県の動きについては、結局どういような支援をすることが学校がそういう形に動けるんだというところはやはり現場から、我々からしっかりと声を上げて、こういうような支援が必要だということをやはり積極的に申し上げていながらそういう環境を整えたいというぐあいに今思っているところであります。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 子供たち、先生たち、それぞれ大変な状況にあるということは先ほどからお聞きしてわかりましたので、ぜひともそれが少しでも初めの週5日制の理念ですね、ゆったりとして、しかも自分で立っていく力を身につけるっていうか、生きる力っておっしゃっておりますよね。そういうようなことができ得るように、先ほどから5日制が簡単に6日制になるのではないのだよっていうようなお話の中では、5日制の理念というものは生かされていきたいなと思うんですが、その辺のところは今後支援の状況によるっていうことと理解してよろしいんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。支援というか国や県との連携の中身については、まさにそこがきちっと手当てされるかどうかによってやはり教員の意識が変わってくるということもあると思いますので、それはそれだろうと思っています。

ただ、土曜日に開校するということにつきましては、どういう支援という形になろうともおおむね3つのことを現在学校現場のほうと話をしています。狙いのあたりですよ。

1つは、やはりコミュニティ・スクールという制度を導入した学校づくりをしておりますので、その延長線上としてやはり地域と協働をする形で学校を開きたいというのが1つございます。

それからもう一つ、2番目にはやはり感想でも申し上げましたけれども、当時の5日制の狙いというのは決して基本的には僕は誤ってはいないと思っています。それをしっかり進めていく仕組みなり共通理解がなかなかでき上がっていなかったということでもありますから、土曜日に学校を開くということによって、やはりこのことも、このことにより現実化するようにやはりそこは努めていかないけんでないかなというぐあいに思っています。

それから3つ目には、学校教育の中で生きる力、生きる力っていうことをお互いに言うわけですが、私は本当の生きる力というのは学校と家庭と地域とが3者が協働する形でなければ本当の意味での生きる力というのはつかないだろう、学校の力だけでは不十分だというぐあいに思っておりますので、そういう意味では真に生きる力に迫っていけるような取り組みをしたい。そういう中身を今、考えております。したがって、方向性は方向性、支援は支援ということ

でございますので、まずは先ほど申し上げましたように、現実的にはしっかりと国や県と連携をするということがまずは大事な事かなというぐあいに思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） ただただ連携をすることの状況が回復するのを待っているというだけのお話ではなくて、それはそれとして、そしてしていくことは真の生きる力というか、そういうものについてはそれぞれが3者でということをおっしゃってありました。これはちょっと省きます。

それで、大体こういうことがありましたのは学力アップというのが狙いだったものですので、8月の末に全国学力調査の結果が出ております。これは項目を上げての質問ではございませんけれども、その結果、鳥取県は全科目で平均点以上だっというような新聞では見ましたが、平均点以上だということは平均の上のところもあり下のところもあるということですので、南部町の状況をお知らせしていただきたいなと思います。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。今年度の学力・学習状況調査の結果についてということで、これまで学力・学習状況調査につきましては、広報「なんぶ」等を通じて皆様へもお知らせをしています。今年度はまだしておりませんが、速報ということで御理解をいただければというふうに思いますけれども、昨年度本当に皆さん方にも御心配をおかけしました。なかなか平均点を、町として県平均に届かない、または差異が非常に見られるということがございましたが、今年度の結果につきましてはその差異は非常に縮まり、もしくは逆転をしてプラスに転じているというのが全体でございます。分野的には算数とか国語にまだ若干平均に届かないというところも一部ございますが、全体としては非常に差は縮まり、もしくは県平均以上、マイナス3ポイントぐらいがプラス3ポイントへ逆転させるというようなところもございますので、全体に子供たち及び先生方が一生懸命取り組んだ成果として出てきているのではないかとこのように考えております。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 課題でありましたフタコブラクダのような状況ってというのは縮まってきているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。フタコブラクダが完全に解消しているということにはちょっと申し上げる部分ではございませんが、若干そのこぶが

寄ってきている、もしくは分野によっては正規分布に近いような形でとれているっていうふうに思います。

それから、先ほどの話につけ加えさせていただきますと、全国との比較もしてまいっております。そこではほぼ1つの分野を除いて、全国平均を上回っております。そういう意味では全国、県ともに平均をクリアできるような状況にあるというふうに捉えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 我が町は小・中一貫教育を目指しております。その分で新聞ではそれで先生方も頑張ったから鳥取県はよくなったんじゃないのかなって書いてあったんですが、まだ我が町は取り組んでいる過程にあるんですけども、それが完全にいい方向に行ったらもっと上がるということを期待してもよろしいのでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。新聞等に県の教育委員会のコメントも出ておりましたのでそのあたりかなというふうに思いますが、これは一つのことをやったから単純に1年で上がったとか決してそういうことではなく、そもそも学力とはこれだけのものではかれるのかということもございしますが、確かに小・中一貫、南部町としても小・中連携を小・中一貫を見据えながら、小学校の先生の乗り入れとか、保・小の連携ということで保育園に小学校の先生に行っていただくとかいうことで、ちょうどはさまになるところ、接続部分を丁寧にすることで子供たちがギャップで一回ぽっと下がることをなく右肩上がりでということの取り組んだ成果、それから少人数学級等もあると思います。それから、先生方にはこの学力テストの結果を分析していただいて、それぞれの学校の弱いところ、子供たちが課題としているところを点検をしていただく中で、授業にそこを強くより時間を割いていくとか、いろんな形でやっていった成果が少しずつ見えているということではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） 子供たちにとっても、それと保護者の方、地域の方、聞いていらっしゃる方、見ていらっしゃる方、本当に何か明るい希望が持てるようなお話で本当にうれしく思っております。

そこで、先ほど地域との連携も大切、家庭との連携も大切とおっしゃった中で、家庭との連携の中で私は時折どういいますか、携帯電話などについての警告をぜひとも周知していただきたいというふうに申し上げます。この間も5月のころでしたでしょうか、県の教育委員会が、

そういう影響がある子供が増大しているというような記事も出ておりましたし、8月には厚生労働省も依存になっている中・高校生が多いというようなことも警告しております。何ですか、スマホの光源はブルーライトであって、ブルーライトというのは体内時計をつかさどっている。それで、太陽の光の中の可視光線の部分の紫から青でしたかしら、そういう部分がブルーライトだということで、朝起きてそういうふうなものを浴びないと体内時計が狂ってくる。夜ベッドの中でいつまでもスマホのようなものを構っていると体内時計は昼間なので寝れない。寝れなくなるということは何とかというホルモンが出てこなくていろんな病気のもとにもなってくるというようなことをお話しになっていた報道がありました。ていうことですが、今、家庭向けに取り組んでいらっしゃると思いますが、私もこのことははっきりわかっておりません。そのような冊子のようなものというのはつくっておられるのでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。冊子のようなものはまだそれだけということではつくっておりませんが、家庭教育全般ということでは、今年度何らかのものを出したいというふうには思っておりますが、先ほどスマホ等のこともございました。そういう依存については、この土曜授業に関しまして私もまだ数少ないですが知り合いの方に幾つかお話を聞くと、あるお母さんから言われたのは土曜日が開かれたら子供がゲームする時間がなくなってありがたいというふうにおっしゃるぐらい今、子供たちはそういうスマートフォンとかいう類いのものにも非常に時間を割かれている。本当で一番大事な成長過程にあるときにそういう電子機器だけに依存してしまうということもありますのでそういうことも含めて、決して悪いものではないのでよいもので、使い方をどういうふうにするかということについては、今後、教育委員会のほうも何らかの形で啓発をしていったりしていく中で子供たちにも伝えていきたいというふうに思っております。

○議長（青砥日出夫君） 杉谷早苗君。

○議員（7番 杉谷 早苗君） さまざまな観点でお話しいただいてありがとうございました。

私はおとといですか、南部中学校の運動会に行っていました。すごく元気のいい子供たちだなというふうな感想を持ちました。そして、職員の先生方、スポーツシャツというんですか、背中に一生懸命と書いたのがありました。それで、先生方のそういうようなスポーツシャツを目にする、そういうことできちっと、そういうことによつてきちっと心に刻まれていることもあるかとは思いますが、非常に規律よくだらだらしている子は見受けられません。本当に一生懸命に取り組んでおりました。久しぶりに、久しぶりっていう言い方はごめんなさい、本当に気持ちよ

い運動会だったなと思っております。そして、雨のために体育館で総踊りがありました。子供たちがことしは自分で浴衣を着るんだ、それから、地域の方に教わってつくった草履を履いて踊るんだということでありました。

そういうような中でも、先ほど教育長のお話にありましたようにコミュニティ・スクール、また地域の人のお力っていうものが子供の中に入ってきているのかなというふうに思って帰りました。帰るときにも、またこれも驚きました。体育館の入り口に子供たちの靴がきちんと乱れずに、あれだけの全校生徒の子供たちの靴が並んでおりました。これには本当に驚かされて、ああ、本当脚下照顧をここから始めていращるんだなと感心をしてまいりました。そこで、きょうは法勝寺中学校の運動会になっております。法勝寺中学校もすばらしい運動会が開かれていることと、行きたかったなというふうな思いであります。

私も土曜日の授業についてはそういうふうがいい方向、いい方向に回っていただけてものと期待しておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。つけ加えることがありましたら何かお願ひいたしますが、私の質問はこれで終わらせていただきたいと思ひます。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。きょうは本当に運動会日和だなと思ひまして、南部中学校もこないだこんな天気では本当はやらせたかったなというのがけさの感想であります。

幾つかお話をいただきました中で、二、三補足をさせていただきたいと思ひます。まず、このたびの土曜日の問題でありますけれども、国のほうも土曜授業という表現をいたしておりますし、県のほうも土曜授業という表現をしておりますけれども、本町では土曜開校という表現で統一しようかなと思っております。といいますのは、基本的には土曜日に学校を開いて国語の授業をしようとか算数をしようという想定は余り考えておりませんので、そういう意味では土曜開校という表現のほうは誤解につながらないのではないのかなというようなことを今、思っております。

それから、学力テストの話がございました。御承知のように学年によって多少でこぼこはいたしますので高かったり低かったりというようなことがありますけれども、より高いレベルで何年か継続をするということがやはり学校の力になっていくのかなと思っております。町内5校あるわけですけれども、ここ南部町が発足してからというような観点でござつくりと申し上げますと、どうしても町内での格差もあるわけでございますけれども、比較的高目だった学校はそのままの状態を維持をしながら、少し頑張らないけんというところは着実にそこに近づいていると、こういうような傾向かなと思っております。それが先ほど福田のほうで申し上げましたような、ほぼ全県並み、あるいは国のほうについてはクリアというようなことにつながっているのかなというぐ

あいに思っております。

それから、小・中一貫の話もしていただきました。この土曜日に開校することによって平日の5日間のさまざまな授業を少し整理をしたい、朝から晩まで毎日毎日、国語だ理科だ社会だとなっているわけではありませんで、いろいろな教育活動や今、県議会でも手話言語条例ですか、こういうのが上程になっておるようでございますけれども、これも前段でそういうものが制定された、学校で教えてくれんみたいな話ですね、ちょっと待って待ってみたいな、いろいろな社会の要請に応じていかないけんというところもありますので、そういうものを少し土曜日を開くことによって整理をして、5日間の内容を少し整理をしたい。そうすることによって、結果として小・中連携をそれが後押しをするというようなことになりはしないのかなというぐあい想定をいたしております。

いずれにしても土曜日に学校を開くということに関して、ある面で教員の勤務からするとこれから、これまでの10年間の勤務形態と少し違うので不足だなというのが恐らく教員からは出てくるだろう。しかしながら、そのことが結果として5日間の先生方の、先生方にやはりゆとりをもう少し生んでやるということがやはりいい授業をしたり、いい教育活動を展開する上でやはり大事なことだろうと思っております、最終的にはそこへつなげていくような土曜開校でもありたいな、たくさんの思いや願いを込めながら土曜日の学校開校について取り組んでまいりたいというぐあい思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 以上で7番、杉谷早苗君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 続いて、2番、三鴨義文君の質問を許します。

2番、三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 議席番号2番、三鴨義文でございます。どうぞよろしく願います。

ことしの夏は全国的にも異常な暑さで観測史上記録更新ということが連日のように報じられました。また、一旦雨が降りますと時間雨量が100ミリを越すような局所的な集中豪雨となって、山口県や島根県でも大きな被害が発生いたしました。こうした全国的な異常気象にありまして、本町といたしましても被害を最小限に抑えるために町民の皆さんへの情報提供は大変重要なことと考えております。また、その後の対応として、被災した施設や農地など災害復旧工事に最大限の支援をして農地が耕作放棄地になってしまわないよう施策を講じる必要があると考えております。こうした観点から異常気象に対する町民の皆さんの対応の仕方とか、本町における災害復旧

事業の制度につきまして町民の皆さんに知っておいていただきたいと思ひまして、一般質問をさせていただきます。

通告しておりましたとおり、質問事項は小規模災害の対応についてでございます。7月14日から15日にかけて発生した局所豪雨災害につきましては、本町でも甚大な被害が発生いたしました。町内の被災箇所は町が把握されている件数で234件と、さきの全員協議会のときに報告がなされました。国の災害復旧事業の対象となって補助を受けるには1カ所の復旧工事費が40万円以上のものに限られると、自己負担は15%程度とのことでしたが、幸いにして国の激甚災害指定が受けられて、農地災害の自己負担率は15%から7%ぐらいになる見込みだということをもた後で伺っております。

しかしながら、この自己負担金は減ったとはいふものの農家には厳しい負担となっております。災害復旧工事に踏み切る決断をためらっていらっしゃる方もあると思ひます。また、国の災害復旧事業の対象にならない小規模な災害もたくさん発生しており、補助支援のない復旧工事は個人だけではとても手がつけられない状態であります。これを放置いたしますと農地の維持も困難になりまして耕作放棄地になるとともに、今後の大災害の要因にもなると考えております。そこで、補助対象外となっている小規模災害に対して復旧工事を取り組んでいただくために、町としても何らかの支援施策を講じていただきたいと思ひます。そこで、次のとおりの質問をいたします。

1番、現在町が把握されている全体の被災状況を伺います。

2番、国の災害復旧事業の対象となる件数と、そのうちで着手が決まった件数は何件あるでしょうか。

3番目、国の災害復旧事業の対象外となった件数はどれぐらいありますでしょうか。

4番、災害復旧事業に対する現在の支援補助制度はどんなものがありますか。

5番、災害にかかわらず受益者や個人が通常にされている農業施設、農道とか水路などですが、維持管理に対する支援は、そういう制度はありますか。

以上、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 三鴨議員の御質問にお答えをいたしてまいります。小規模災害の対応ということでございます。

7月15日に発生した局地的豪雨につきましては、当町にとっては短時間雨量としては記録的なものとなりまして、南部地域に極めて大きな災害を引き起こすことになりました。幸いにも人命

に係る被害はございませんでした。

被害の概要を述べますと、住家被害については床上浸水2件、床下浸水5件の計7件、非住宅被害が1件。自主避難をされた方が2世帯、5人。また、道路が冠水したために一時的に孤立した世帯が1世帯、3人おられました。道路の通行どめにつきましては、国道180号が大木屋地内で複数箇所土砂崩れが発生し、通行どめとなりましたが、3日後に片側交互通行で開通しております。ほかにも江原地内の県道が冠水により一時通行どめ、町道広域農道線が新宮谷地内で土砂の流出により一時通行どめとなりましたが、いずれも現在は復旧しております。

施設の被害などを見ますと、町道については10カ所で路肩崩壊、のり面崩壊が見られ、被害総額は3,300万円。普通河川については10カ所で護岸崩壊が発生をしております、被害額は3億6,200万円であります。このうち特に赤谷地区の赤谷川については、増水した河川が護岸を侵食し、町道も流し、中に敷設してある簡易水道施設が大きな被害を受けました。水道施設につきましては、応急対策を講じ、住民の皆様のご生活に支障のないようにしてございまして、早期の完全復旧に向けて取り組んでいるところであります。

農地については、河川の氾濫による冠水、土砂流木の流入、畦畔の侵食、崩壊などが特徴的に見られまして、件数は小規模な畦畔の崩れなども含めると143件、被害総額2億2,700万円の被害となりました。農業用施設については、頭首工、水路などに多くの被害が発生しており、66件、1億9,400万円の被害となっております。このほか林道5件、2,600万円、農作物被害として水稻4.6ヘクタールで300万円、赤谷簡易水道の施設被害が2,500万円で、合計8億7,000万円の被害総額となっております。

災害の件数につきましては今申し上げたとおりでございますけれども、そのうち被害額が40万円以上で国の災害復旧事業の対象となる件数は、農地災39件、農業用施設災9件、合計48件でございます。このうち農家の皆様にご負担同意をいただき申請をするものは、農地災害が22件、農業用施設災害7件の合計29件であります。報告いただいた中で被害額が40万円以下のため国の災害復旧事業の対象にならなかった災害件数は、農地災害が104件、農業用施設災害57件、合計161件と承知をいたしております。

そこで、災害復旧事業に対する現在の支援補助制度はという質問でございますけれども、農地農業施設の災害復旧については、国の復旧事業は40万円以上のものを対象としております。しかしながら、このたびの災害については復旧工事費40万円未満の案件のほうがはるかに多くて、被災された皆様は復旧をするに当たっても、その負担に悩みを抱えて逡巡される実態にあるわけでございます。もとより農地は個人の所有に委ねられてはおりますけれども、同時に地域の環境

を守り、命を育み、文化を伝承し、暮らしをつないできた大切な資産でありまして、地域全体の財産であるとも言えます。これまで先祖代々受け継いできたものを受け継ぎ、よい状態で後生につなげていくということは、所有者個人の問題にとどまらず地域社会で共通の価値観として共有されるべきものであると思います。

このような考えから町独自の復旧補助事業を行うことを計画しております。これは農地及び水路、農道、取水及び排水溝、堰、ため池などの農業用施設を復旧される方に対し、工事の委託費の85%を補助しようとする事業です。また、用排水施設に被害のあった方で、営農を継続して行うために当面の機能を代替すべく仮設パイプなどやポンプを設置された方に、かかった経費の2分の1を10万円以内の範囲で支援する計画をしております。これらの施策を実施し、被災した農地について速やかな復旧を行うことにより、耕作放棄地の未然防止、安心して農業生産を続けられる基盤づくりに努めていきたいと考えております。

次に、災害にかかわらず受益者や個人が通常されている農業施設の維持管理に対する補助支援制度はないかという質問でございます。農地を守る取り組みとして中山間地域等直接支払い推進事業と農地・水保全管理支払い交付金事業の2つを現在行っております。これらの事業は農地や水路、農道の維持管理、有害鳥獣対策等について集落単位で取り組むことで集落機能の活性化や集落営農の推進にも寄与しておりますので、有効活用をお願いいたします。特に農地・水保全管理支払いでは、農業者だけではなく非農家も含めた集落全体で取り組むことにより地域の資源である農業・農地について地域住民全体で考えることにつながり、集落機能の活性化に有効であると考えております。

このほか町独自の事業として、じげの職人支援事業として個人で行う農地、施設の簡易な改良や補修に補助を行っております。また、県事業のしっかり守る農林基盤交付金事業を活用し、農地、水路、農林道などの小規模な整備、補修や放置されたため池などの防災措置を行う事業について町と県とで支援しております。これらの事業により、これまでの国の事業では採択要件に満たずに取り組むことのできなかった中山間地の小規模農地の維持、改善についてよりきめ細やかな対応を行って耕作放棄地の発生防止、農地の維持と継承につなげていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 三嶋義文君。

○議員（2番 三嶋 義文君） 御答弁ありがとうございました。

まずは件数の話からでございますけれども、先ほど私が申し上げました件数と若干違っているのは水道等の施設が加わった数じゃないかと思えますけん、それはわかりました。234と申し

上げましたが、ちょっとこれプラス幾らかあったと思います。

こういう被災状況の把握のことなんですけれども、実際上は地元の皆さんからの通報が一番多いんじゃないかと思えますけれども、町としても公共施設の被災箇所とか、いろんな情報収集の仕方をされていると思うんですけれども、その辺どういう形で情報が入ったり、町としては把握したり、どういう方法でやっておられるんでしょうか。聞いてみます。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。先ほど議員が言われましたようにほとんどの場合は地元の方から、報告をしていただきたいという放送もいたしておりますのでほとんどがそうなんですけれども、もちろん職員のほうで道路パトロール、河川パトロールという形で順次見回りに出ておまして、そちらで把握した件数もございます。特に山間地といいますか、ほとんど町道といいましても人通りのないような山の中の道もございますし、それから河川というか、ほとんどちっちゃな集落内のというか、集落の奥のほうの水路みたいなのも一応は河川という形になってる部分もございますので、なかなか思いついていただけないというか、どうしても住家の周りというのが報告の中心になりますので、そういうところは目落としがあるということで、そういうところを中心というわけではないですけど、町のほうもパトロール体制は当然とっております。

ただ、御存じとは思いますが、災害の発生しているときにはそういう交通どめとか、それから、もちろん住家等に被害があった場合にはポンプを要請したりとかという活動を並行してやりますので、町の職員が十分できたかということについては人数的なこともございますので十分とは言い切れてない、言えないなという反省もしておりますが、そういうような形でやっております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 済みません。先ほどの件数の確認だけもう一度させてください。

私、234件と言ったのが先ほどの町長答弁では幾らか違っていたように思いますが、何件でしたですかね。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。町長答弁の中では209件とお伺いしたと思います。それは農地と農業施設だけの件数でございます、議員が言われました234件というのは、それに公共土木関係、それから林道を含めた数でございます。よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 三鴨義文君。

○議員（２番 三鴨 義文君） わかりました。総額で８億７，０００万円の被害が出た７月１５日の災害だったというふうに御答弁いただきました。被災地の把握につきましても、住民の方からの通報だとか職員さん方でされているということですが、私も経験がございますけれども災害対策本部を立ち上げるまでの、気象庁からの警報が出た後の町の組織づくりというか体制づくりといいますか、そういったプロセスがどういう形でなされておるのかちゅうところもちょっとお話ししたいと思いますが。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。警報が出る前に注意報という形で出るわけでございますけども、注意報になりますと防災担当の関係ですね、これは常日ごろ気象情報を注意しておりますので、自分なりの出動体制を考えてくるということになります。警報が出れば招集の基準に従いまして、まず課長級について出ることになります。その中で状況によっても、災害が出るような状況になればこれは災害対策本部を立ち上げる、これも町長のほうがするわけですが、災害本部を立ち上げ、その情報収集と、それからその対策を練っていくということになります。解除につきましては、警報が出ましてから状況によってまたいろいろな段階がありまして、気象庁のほうから出る段階によりまして、その後の招集体制、二次三次とありますが、そういう格好で職員招集をかけていく、あるいは消防団の招集をかけていくということになります。最終的には警報の解除をもちまして災害対策本部については一旦収束になるわけですが、被害が継続している場合には災害対策本部をそのまま継続していくこともございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 三鴨義文君。

○議員（２番 三鴨 義文君） 町のほうもそういった注意報から警報になっていくという段階で課長職の皆さんが集まられて、順次消防団なりを招集されて対策本部へ対応されるということがありました。そういったまた対策本部ができていろんな情報が入ってくるとは思いますけれども、そういった情報というのは町民の皆さんも本当は知りたいところじゃないかと思っております。どこがどんな状況で危険だとか、そういったことがもう少し町民の皆さんに流せる範囲といたしますか、本部のほうでも出していい情報と、パニックを起こしちゃいけませんから選別する必要がありましようけれども、注意喚起や危険な場所とかそういったところをお知らせするような情報を流してもらったらありがたいなと思うんですが、そういうことはできませんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。皆さんに必要な情報については当然流すべ

きであると考えております。特に人命に係るようなものにつきましては、これは流さないと反対にだめなわけでございますが積極的に流したいと思っております。ただ、被害の状況を、その判断ということになります、情報を流すに当たっては、特に気象情報なんかですとどっか1カ所崩れればその周辺というのは危険度が高くなって来るわけでございますので、雨量情報等を用意しながら、例えば100ミリを超えてくるようなことになれば皆さんのほうに注意していただきたいような注意喚起の放送とか、そういうことをしたいと思っております。

例えば例を挙げれば、裏山のほうから水が流れてくるのが濁ってくるだとかそういうことになりますと、これは避難の関係になってきますので、そういう情報はうちのほうもいただきたいわけでございますし、皆さんのほうにもこういう状況になれば自主的に動きを考えてくださいというようなことをお知らせしていかないけんと思っております。

あと、例えば災害が発生した場合、その災害発生場所を報告するということは、これは人命にかかわることがなければそういう格好では避けたいと思っております。情報の提供はやはり限られた中でやっていかないと、非常に混乱している状況の中で全てを流すということはかえって皆さんのほうに意識の中にどれが重要な情報なのかということがわからなくなりますので、こちらのほうからも選択しながら、皆さんに危険が及ぶようなことになりましたらそれは速やかに流していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 三嶋義文君。

○議員（2番 三嶋 義文君） ありがとうございます。そうだと思いますね。どこどこが崩れたとかそういった個別のものを全て流してもらったところであんまり効果はないんじゃないかと思いますが、私思いますのは、避難をされるような方ですとか危険が近づいているような地域の皆さん方にそういった情報が流せればと思っているところでございまして、テレビ報道などで突然に南部町避難勧告というようなテロップなんか流れますと、町内でも場所によってはそんなにそんなに雨も降らずにそんなに危険という実感にくい場所もあるものですから、そういった南部町全域の情報といってもぴんとこないといいますか、もう少し詳しい情報が欲しいなと思うことがあるわけです。

先週でしたか、鳥取市の水害があったときにテレビのテロップでこれも鳥取市佐治町何とか地区何戸に避難勧告、避難場所はどこどことか、鳥取市の何々地区で床下浸水何戸、避難場所は南体育館とか、そういった、これNHKだったと思うんですけども、画面の中に常に災害情報ということでテロップで流れるわけですね。こういうのを見たときに、あっ、どこどこが浸水しているんだとかそういうことがよくわかって、避難場所の確認もできたりして非常にいいなと思

ました。

そういった先ほど総務課長が御答弁いただきましたけれども、小さなものは結構なんですけど、避難とかそういうことのための情報とかそういう情報を流すことが、防災無線ですとかうちのSANチャンネルさんとかで考えることはできないのかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 避難の情報でございますけども、これにつきましては過去もSANチャンネル、それから防災無線等でも流させていただいているところでございます。ただ、例えば前は全町という格好で流したこともあると思いますが、これについては非常に判断が難しいところでございまして、町内、この狭い地域でございますので、今回のように1カ所に集中したこともあるんですが、状況によっては町全体がそういう危険な状態になってるということになれば、これはやはり町長のほうの判断としてもやはり全町民の方にそういう準備をしてもらわないけんということがございますから、このまま全町のほうをさせていただいたということでございます。ピンポイントでするっていうのが一般的ではございますけども、やはりそれはそのときの状況を見ながらさせていただきたいと思います。当然、避難勧告あるいは避難指示ということになれば、それに対する避難場所ということも明らかにせないけませんし、それから心構えといいますか、こういうときの注意、避難してもらうときの注意だとかですね、あるいは今の場合は決してその避難場所に行くところだけが避難ではないということもございます。災害が起きるような豪雨の降ってる最中にここで動いてもらってもまた非常に危険なことでございますので、その近くの中での動きということもございますから、そこらあたりも周知していきたいと思っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 三嶋義文君。

○議員（2番 三嶋 義文君） 了解いたします。おっしゃるとおりだと思います。どんどん雨が降るとるのに危険なのにどんどん避難所に移動することこそ危険だと思います。

実は、過去の例といたしまして、こういうことあります。会見の農業者トレーニングセンターが避難所に指定をされておりますけれども、ここは会見の役場のちょっと後ろのほうの高台でございまして、ここ、川の洪水ですとか、そういった場合には適切な避難場所だと思いますんですが、一昨年に裏にある誓願寺池っていうため池がありまして、そのため池が危険だという状況がありました。こういったときにどこが危険なのかという情報を流してさしあげないと、今よりさらに危険な場所に移動したり避難されたりということが起きかねないわけでございます。テレビに流れる気象庁から発表されます警報情報なんかを、もう少し町内版でフォローするためにも町

内道路のどこが通行どめでとか、あるいはどここの川が危ないとか、ため池がどうだとか危険だとか、そういった情報っていうのは町民の皆さんに出すことができれば、人命、人身守るためにも、そういった行動するためにも効果的だと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

ということで、情報収集なりこの辺にいたしまして、先ほど件数も答弁いただきましたけれども、7月も局部豪雨の後でも何度もその豪雨とっていいような降雨がありまして、先週も1週間ずっと雨が降り続けてきたわけですが、既にきょうが今、把握されている箇所以外でも、災害指定になる期間、それ以外でも被災した小規模なものはまだ把握されていないものもたくさんあると思いますんですが、先ほどの制度につきまして、説明いただきましたけれども、町独自の災害復旧事業ですか、このものはそういった今把握されていないようなものが報告や申請といますか、ここが対応する対象になりますかっていうようなものが出てきたときに、これからでも取り上げてもらえるものなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。現段階で把握をしております件数について、先ほど町長あるいは建設課長のほうから御報告を申し上げました。産業課といたしましても、それ以降につきまして、御相談等のお電話等のももいただいております。そのあたりは、当初こちらのほうで災害の件数把握の御案内をさせていただいた件数のみならず、農地を守っていくという観点は同じでございますので、4月15日の午後に起因して、後々わかった案件についても柔軟に対応していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 三嶋義文君。

○議員（2番 三嶋 義文君） ありがとうございます。そうすると15%自己負担で85%の補助がいただけるということだと思いますし、これからでも受け付けてもらえるということだと思います。

窓口は、その相談に来られる町民の方の窓口は産業課のほうに問い合わせをすればいいんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 現段階におきまして、こちらのほうで把握をいたしております方々につきましては、建設課のほうから、役場のほうでこういった制度を現時点で考えていくということでの御案内のほうを差し上げております。さらに、産業課のほうといたしましても窓口を産業課のほうで窓口になるということでございます。したがってですね、産業課のほうといたしま

しても再度、産業課から現在御案内をしております皆様に御一報いただきましたその結果は、どうだったでしょうかということでもう一度御連絡のほうをしたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） ぜひ町民さんのほうの声を建設課なり産業課両方で把握していただいて、こういったいい制度を活用していただきたいものだと思います。それで、あとは災害というふうに水路とか斜面とか崩れてしまったようなものは、言っていかれると思うんですけども、そこまでに至らないといいますか、大体畦畔とかが崩れてしまえば農家の皆さんもほっとかれませんか、復旧のことを考えられるんでしょうけれども、畦畔はそのままその下のり面だけこう崩れて水路、排水路を塞いでいるというような状況が、私多々見受けられるものですから、そういうものを放置されますと、ごみとか流木とかそこにたまってため池のような形で、平常時は越流してそんなにそんなに気にはならないわけですけど、先ほどのような一時的な局所豪雨のようなものが来ますと、これがもう一気に下流のほうに流れて下流の住宅にまで及ぶというような危険性があるわけですし、そういった今自体は大した災害ではないけれども、そういった災害にはならないかしらんけれども、手当てをすべきというような箇所については、これは先ほどのものも適用していただけるものなんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。圃場等に流入いたしました廃土についても、この事業を使っていただければというふうに思っておりますが、議員の今、御質問、どうも水路等の廃土ということでもありますけれども、現場の確認等については、産業課のほうで現場に赴きまして、確認をしたいというふうに思います。なるべくこの制度を御活用いただければと思いますが、そのほかの全て直すことができるのであるならば、またそちらのほうについても御相談をさせていただければなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 三鴨義文君。

○議員（2番 三鴨 義文君） 町長の答弁の中でもありましたけれども、私、その災害以外のことでも維持管理についてどういう方向がございますでしょうかという質問したら、町長の答弁にもありました農水省の農地・水保全管理支払交付金っていうもの、私のおります天萬区もしておりますけど、非常にいい制度だと思っております、先ほどお願いっていいですか問いました災害にならないようなものや、地域で維持管理していくようなもの、そういったものもこの制度でやっていけばいいのかなと思ったりしておりますし、また御答弁にありましたじげの職人とい

う手もございましょうし、しっかり守るもありましょうし、そういったものでできるだけ地域の皆さんにも一汗かいていただいて、そういう制度を使って通常の維持管理、大変ですけどやっていただくというような紹介なり御案内をぜひしていただきたいというふうに思います。

そうしますと、いろいろその災害に絡みまして、御質問いたしましたけれども、若干整理してみますと、工事費が40万円以上の国庫災害、補助の災害には、補助率って回答いただきましたですかね。済みません。確認させてください。国庫補助事業の補助率、私、15%から7%になったと思っておりますが、そのことは御答弁の中でございましたでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 建設課長、頼田泰史君。

○建設課長（頼田 泰史君） 建設課長でございます。激甚災になりまして、補助率が幾ら幾らってというのは今のところ出ておりませんので、過去の例に基づいて10%から5%の範囲だろうという話をしているところでございまして、議員はその真ん中辺をとられて7%って言われたのかと思いますけれども、今回の災害につきまして、激甚の補助率が幾ら幾らになったというのは今のところ、まだ報道されておられません。決まっておられませんのでよろしく願います。

○議長（青砥日出夫君） 三嶋義文君。

○議員（2番 三嶋 義文君） わかりました。私、数字を申し上げましたけれども、5から10という範囲の中で今後決まっていくということだというふうに理解いたしました。

それから、国の補助事業にならないものは、町独自の復旧事業が、制度ができて、町が85%補助、自己負担は15%ということできると、応急体制についても50%の補助で10万円を限度に実施できるということだったと思います。

それから、災害にかかわらず農業施設や、そういったものの対応についても、国、県なりのメニューがありますので、そういうものを活用してほしいということだったと思います。

特に町単独事業の災害復旧事業につきまして、小規模災害にそういうものを、制度をつくっていただいたということで、本当に素早い制度を決断いただきまして、敬意と感謝を申し上げておきたいと思います。ぜひこういった制度、町民の皆さん方にお知らせして、取り組んでいただいて、農地を守っていただきたいと思います。

最後になりますが、何度もまとめのようなことは申し上げますが、このたびの質問で町民の皆さんも、町の対応の制度とか、そういったものを再確認いただけたものと思っております。どこの集落でも高齢化が進みまして、今まで地域でできていた通常の水路や道路の維持管理もなかなかできないのが現状でございます。御答弁をいただきました制度を町民の皆さんにしっかり説明されて、納得していただきまして農地が荒廃するようなことのないよう、ぜひ災害復旧事業取り

組んでいただきますように、町としての御支援をよろしくお願ひしたいと思っております。

それと今までは、幸いに人身にかかわるような被害は発生しておりませんが、町民の皆さんの安全の確保のためにも、防災情報の提供のほうも御検討よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、私の質問終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほど建設課長が補助率のところを、補助率が10から5%と申し上げたと思いますが、これは補助率は90から95と思いますので、負担率が5から10のはずだと思っておりますので、訂正をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、2番、三鴨義文君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は50分。

午前10時36分休憩

午前10時50分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、6番、景山浩君の質問を許します。

6番、景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 6番、景山浩でございます。議長のお許しをいただきましたので、2つの事項について質問させていただきます。

まず、森林資源の利活用について質問いたします。価格の安い輸入材の増加や建築様式の変化、新築住宅着工戸数の減少など、さまざまな要因により、木材価格が低迷して久しくなります。林業従事者の高齢化や減少が進んだこともあり、枝打ちや間伐もされず放置された森林が多くなってきました。私たちが子供のころの大体40年ぐらい前までは、炊事や風呂だきの燃料は間伐や枝打ちで出た材、下刈りの雑木でしたから、年に何回かは必ず弁当を持って家族総出で燃料確保や山の維持のための山仕事に出ておりました。山菜やきのこなどは貴重な食料でしたし、まとまった出費が必要なときなどは、山の木を売り払って支払うといったように山間地ならではの、それこそ文字どおり山に抱かれた生活だったように思います。

私たちが山に入らなくなって以来、森林に期待される水源涵養機能や、二酸化炭素吸収機能、防災機能や生物多様性維持機能などの機能低下は相当に大きなものがあると思われま

では、それらの機能を取り戻すために、また昔のように山に入って維持作業をしましょうといっても、これだけ大きく生活様式が変化してしまった現在、ましてや高齢化が進んだ我が南部町で、それが効果的に行われるとは思えません。一部の山林関係者の方々を除いて、私たちの日々の暮らしが森林から大きく遠のいてしまった今日、昔のような手入れがされた山を取り戻すことは現状では不可能です。安心、安全な南部町、活力ある南部町を目指す行政の立場としては、この森林環境悪化の問題は避けては通れない問題であり、低迷する木材供給源としてだけでなく、新たな利活用可能資源として捉えた活用策が必要です。

この森林の問題は我が南部町だけの問題ではなく、日本全国の森林を有する自治体の問題でもあり、この解決のためにさまざまな取り組みが始まっています。我が町が他の市町村におくれをとることなく、斬新なアイデアで果敢にこの問題に対応していくことが町民にとっても大きなメリットになると考え、次の質問をいたします。

1つ、森林の現状に対する認識と将来展望をどのようにお考えでしょうか。

2つ、豊富な森林資源の活用方法として、バイオマスエネルギーの活用事例が多くの市町村で進んでいます、南部町での検討はいかがでしょうか。

次に、企画政策課のあり方についてお尋ねします。企画政策課というセクションはどこの市町村でも比較的新しいセクションだと思います。私の認識としては、企画政策課とは、次々と新たに発生してくる行政課題やニーズに柔軟に対応しながら、町長が示した町のあるべき姿を実現するために、既存の各課の垣根を越えた政策の企画立案を行うために設置されており、町政のニーズが複雑化、高度化するに従ってその重要性はますます高まってきているというものです。

このたびの質問を行うに当たって、他の市町村の企画政策課が担っている仕事内容を調べてみましたが、総合計画等、各種計画策定、統計、町制概要、町政モニター、行政評価、パブリックコメント、町長への提案、事業仕分け、土地利用調整、広域行政、定住対策、定住自立権、企業誘致、広報、ホームページ、ケーブルテレビ、お祭り、イベント、バス等公共交通、交通安全、ふるさと寄附、地域活性化事業、国際交流、他市町村交流、アダプトプログラム、エネルギー対策、NPOなどなど、このように総合計画や統計以外には、比較的新しい課題で、従来からある課に当てはめにくいといったようなものが混在しているように感じられます。そして、確かに南部町と同じように企画立案から実施運営までみずから行っていくという運営スタイルが多いようです。

しかし、これでは新たな課題に取り組めば取り組むほど、そしてその課題が重要であれば重要であるほど、組織は肥大化し実行責任も増大していき、身動きがとれなくなっていくような気が

します。そして、私が企画政策に最も求められていると考えている自由な発想で柔軟な政策を企画立案していくという能力が維持できるのか危惧を覚えます。私は企画立案セクションとしての企画政策課のあり方を再検討すべき時期に来ているのではないかと感じ、質問をいたします。

1、現在の企画政策課のあり方についての基本方針はどのようにお考えでしょう。

2つ、他の課との守備範囲の重複が見られますが、この解消についてはどのようにお考えでしょう。

3つ、将来的に企画立案に特化した課としたほうがよいのではないかと考えますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

以上、壇上の質問を終わります。御答弁よろしく申し上げます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 景山議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に森林資源の利活用についてでございます。森林の現状に対する認識と将来展望についてということでございます。

南部町の森林面積は8,524ヘクタールと町の面積の約75%を占めておりまして、そのうちの4,234ヘクタールが人工林となっております。戦後の拡大造林と松くい虫被害の跡地として造成された森林が多く存在しております。現在の森林の状況としては、路網整備のおくれや所有形態が小規模、分散化していることから、生産性が低く、また木材価格の低迷による森林所有者の林業への関心の低下や、林業従事者の高齢化、担い手不足などによりまして、間伐及び下草刈りなどの保育が行き届かない森林が多くなっております。また松くい虫による松枯れの被害も拡大しており、抵抗性松などの松くい虫に強い樹種の植栽が行われつつあるものの被害拡大の速度に追いつかない状況となっております。

林業への関心の低下の大きな一因として、木材価格の低下が上げられますけれども、この要因といたしましては、住宅などの建築物にコンクリートなどを使用した建築物が増加したことによりまして、木材そのものの使用量が減少したこと、住宅建築に際し、国産材に比べて外国産材のほうが安くて加工もしやすく、ひび割れなども少ないことから、住宅メーカーなどにとって使いやすいために外国産材を多く使うようになり、国産木材が使われなくなったということが考えられます。

しかしながら、外国産材は日本の風土で育った木ではないために腐食などに弱いといわれておりまして、防腐処理などを施す必要がありますが、薬剤を使用するためにシックハウス症候群などの原因になる可能性もあって、国産木材で住宅を建築するほうがメリットは多くあるものと考え

えております。

町産材活用家づくり促進事業の周知や、公共施設における木材の積極的な利用により、少しでも国産木材の流通が活性化するような施策を講じていきたいと考えております。

当町は、東京都港区が実施する、みなとモデル二酸化炭素固定認証制度に基づきまして、平成24年2月に港区と木材供給に関する協定を締結いたしております。この制度では、港区内で建築される延べ床面積5,000平米以上の建築物を行う建築主に対し、協定を締結した自治体から供給される木材の使用を義務づけ、二酸化炭素の吸収量の増加による地球温暖化防止と協定した自治体の森林整備の促進を図るものでございます。協定を締結した自治体の木材は、港区内で積極的に活用されるために、本町が港区と協定を締結したことで、同区内で建築物を建築しようとする建築主、及びそれに関連する企業が本町から産出される木材を積極的に活用していただくこととなっております。具体的には、レングス製品ということでございます。さきに述べました施策とあわせて、港区への木材供給を突破口として、木材の流通の活性化を図っていきたいと考えております。

また、森林は水源涵養機能や、災害防止機能を有しておりまして、自然環境、生活環境を守る上でも生活環境を大きな役割を果たしているばかりでなく、木は光合成をするために二酸化炭素を必要とすることから、森林は二酸化炭素の吸収源としての機能を有しておりまして、近年、問題となっている地球温暖化の抑制機能を持っていると考えられます。そのため、森林を間伐し、適切な管理を行うことで、水源涵養機能や災害防止機能を維持、向上させることはもちろん、森林の二酸化炭素の吸収機能を向上させて、その吸収した二酸化炭素をクレジット化し、これを排出する企業などに販売するオフセットクレジット制度といった木そのものを販売して得られる経済的利益のほか、新たな収入源を得る可能性を秘めておりまして、森林は町にとって貴重な資源であります。森林という貴重な財産を次の世代に残していくためにも、森林所有者、林業従事者はもとより、林業に直接携わらない方にも森林に対する関心を寄せていただけるよう、さまざまな施策を講じてまいりたいと考えております。

具体的な取り組みとしましては、森林組合などと連携し、森林の間伐、保育を初めとする森林保全整備のために国、県の森林関係事業を積極的に活用し、木材による経済的な利益の向上を図っていくとともに、森林や木に触れ合うことができるイベントなどの取り組み、企業などが行う森林保全活動に町民の方の参加機会の提供を行うことで、多くの方が森林へ興味を抱いていただけるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、バイオマスエネルギーの件でございます。本町では、エネルギーの地産地消に向けて平

成18年2月に策定した南部町地域新エネルギービジョンに基づきまして、さまざまな再生可能エネルギーへの取り組みを行ってまいりました。本年度中の完成を目指す鶴田地区の総発電量1.5メガワートの大規模太陽光発電所では町の直営施設として建設をし、そこで得た売電収益を町民の皆様へ再生可能エネルギーへの補助金強化や、新規補助金の財源として還元したいと考えております。

また、議員御提案の循環型エネルギーとして期待される木質バイオマスエネルギーの関係では、平成22年度に法勝寺庁舎の冷暖房設備の熱源を木質ペレットだき吸収冷温水器に変更しまして、そこで削減された二酸化炭素をクレジットとして、鳥取グリコ株式会社に1トン当たり1,500円で売却するという、環境省が進めるカーボンオフセットに取り組んでおりますし、平成23年度からはまきストーブやまきボイラーを設置する場合の購入経費の補助制度も構築いたしました。

協同組合レングスでは、平成22年度に県の補助金を使って設置した乾燥施設において、自社で作製したペレットチップを燃焼させ、木材製品の乾燥を行っており、官民挙げた取り組みが進んでいるものと考えております。

町では引き続き、自然エネルギーへの転換と里山保全対策と両立させるシステムの構築に向けて検討してまいります。工場などで排出される木くずや間伐材を回収する仕組みづくりや、町有林などからまきの製造を行うNPO法人の立ち上げなどにより、原料を確保し、町内の集成材製造企業で、ペレットを製造することで工場内の冷暖房に熱利用したり、さらにはハウス栽培施設への加温なども可能ではないかと考えております。

木質バイオマスエネルギーの活用については、資源の実情や費用対効果などを研究しながら、循環型社会のまちづくりに向けて、さらに検討を加速させたいと考えているところであります。

次に、企画政策課のあり方についてでございます。まず、現在の企画政策課のあり方についての基本方針について、御質問にお答えいたします。

現在の企画政策課は、情報政策室、地域政策室、企画戦略室、商工観光戦略室の4室から成っております。企画政策課の最大の特徴は既存の行政組織では対応できない課題について、その先導役となって部署間の連携、調整を行い、成果を導き出すことにあると思います。新エネルギーや空き家対策、企業誘致などが典型的な事業ですが、近年は産業課から商工観光業務を加えたことで、企画立案と同時に事業としてのイベント開催などが目立っていると認識しております。

次に、他の課との受け持ち政策の重複部分が見受けられるが、この解消は考えているかということでございます。

私は一つの政策を実現するためには、多くの事業が必要でありますので、複数課で一つの政策実現に向けて事業展開することは必要なことだと考えております。例えば、南部町の環境政策を考えた場合を例にとれば、企画政策課が事業担当する新エネルギーを中心にした環境政策があります。また、町民生活課が事業担当します、ごみ、公害対策、廃棄物処理などの環境保全施策があります。このように大項目である環境政策を実現するためには、各課が関連性の高い事業を分担することは合理的であり必要だと考えております。

最後に、将来的に企画立案に特化したほうがよいと考えるかということでございますが、本格的な地方分権時代を迎え、これからの市町村は少子高齢化、人口減少、高度情報化、環境問題など広範な行政課題に的確に対応していかなければなりません。企画政策課の最大の使命は、このような多様な行政課題の中でも既存の行政組織ではすぐに対応できない課題について、その先導役となり、部署間の連携、調整を行い、当面の成果を導き出すことにあると考えております。南部町124人の職員が最大の効果を上げる機構については、常に行財政改革の視点を持ちつつ、審議会などの御意見をいただきながら、今後も機構改革を続けてまいり所存でございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 景山でございます。御答弁をいただきました中の確認をしたいところを、少し確認をさせていただきます。

町産材ないしは県産材の利用促進ということで政策が実施をされております。それと、先ほどお話がありました港区への木材供給事業、連携協定です。これの現状の実績はどういったものになっておりますでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。町産材、県産材の実績ということでございますが、県産材につきましては、町内のほうでも家を新築あるいは改修をされる時、県内のそういった木材を利用されてるということは聞いております。ただ、具体的な数字は県産材につきましては、今こちらのほうに持ち合わせておりません。

町産材の家づくりの促進事業でございますが、平成24年度まではいろいろと御案内をする中で、残念ながら町産材の活用はございませんでした。ただ、しかし本年度につきましては、現在2件の申請をいただいております。既に着工をされて県産材の申請を終えられて、この後、町産材の申請のほうに入って移られるというふうに今現状はなっております。どんどんどんどんそういった意味でも活用していただきたいというふうに思っております。

それとレングス、港区の協定ということでございますが、今現在、私どものほうで把握しております数字につきまして、Jパネルの今産出のほうでございますが、直近の数字が現在レングスのほうに問い合わせをしておりましたが、今の段階でまだ把握ができていないという状況がございます。直近の数字ではございませんけれども、平成21年度の実績、今、私どものほうで大変申しわけないんですが、直近の数字については、今問い合わせ中ということで御了解いただきたいというふうに思います。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 数字のほうはまだ把握できてないということですが、この港区との協定はレングスのJパネルのみが対象な協定でしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。港区との協定、南部町と一緒に協定結びましたのが、南部町とそれから日野郡の3町でございます。レングスの製品はその日野郡3町のものも使っておりますので、その協定を結んだ自治体の材を材木を使えば、その製品が優先的に港区で使っていただけるということで、たまたま本町にレングスという組合がございますので、その製品を港区にレングスさんのほうはアピールしておられるといったところでございます。

○議長（青砥日出夫君） Jパネルだけかってことだよ。

○地域振興専門員（長尾 健治君） あっ、ええ、追加でお答えします。製品としてはJパネルだけではございません。日南町のほうにも大きな集成材の企業さんがございますので、その製品も協定をしておる自治体の対象の製品となっております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） ちょっと質問がうまく伝わらなかったかもしれませんが、例えば杉の柱材だとか、ヒノキの材だとか、そういうものは対象外でしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 協定を結んだ自治体から産出されるものでしたら、対象になります。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 町長のほうから、るる御答弁をいただいて、いろんな取り組みが進められているということはわかりましたが、まだその何ていうんでしょう、経済対策のような側面があるこの森林問題ですので、実際に林家というか、森林を所有されておられる方が、あっ、

実際にこの木を切って、この木が売れてお金が入ったなといったような実感を感じていただけるというところには、まだまだなかなか時間がかかるんだろうなというふうに感じました。

少し、話がもとのほうにというか、戻るかもしれませんが、木材ないしはこの後に質問しました木質バイオマスという、いろんな生かし方はあると思いますけれども、8,524ヘクタールのこの山から大まかに大体、循環可能な材として、または燃料材としてどれくらいのものが生み出すことが可能かなんていうようなことは検討されてみたことがおありでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。8,524ヘクタールのうち、循環可能材ということが何ヘクぐらいあるのかということの御質問でございますが、南部町の杉材といたしまして、適齢伐期というものがございまして、これが大体40年ぐらいというふうに言われています。南部町の材自体がまだ若干、材齢が若くて、まだその伐期の適齢期に来ていないというような状況もございます。

そういうような中で立米数等、そういったものに当然反映をしていく中で、この8,524ヘクタールの中、そういった適齢伐期に達してない現状を踏まえて具体的な数字として、そういった流通に値する材質ということでの具体数字というものは現在そこまでには至っていないという状況でございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 突然ぼんと飛んだような質問しましたので、なかなかお答えいただくことは難しかったかもしれませんが、8,400幾らの面積、40年で順繰り順繰りやっていくとなれば、200といいますか、8,000をそのまま40で割ったところが大体目安のかなというような気もしないではないです、もちろん雑木なんかもっと早く大きくはなるでしょうから。それで、それだけ大きな資源があるということになって、なおかつ木材は頑張っていたらいいんですけども、なかなか売れないということになると、今、よその市町村でも一番考えられているのが、昔のごはん炊いたり風呂たいりではないですけども、燃料としての活用で何とか山を回していこうという考えだと思います。他市町村の取り組み等々で、ああ、これは我が町でも参考にして、もしかしら物にできるかもしれないなといったようなことの御検討されたかどうか伺わせてください。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。今の御質問にお答えをしたいと思います、木質バイオマスを使うとなるとすると、今の議員のおっしゃったように、いわゆる単

独でそのエネルギーを活用するシステムというのをなかなか難しいのかなと、といますのも、やはりその農林の業、なりわいといいたいまいしょうか、そちらのほうの兼ね合いですとか、あとは自然環境との関係性、そんなこともあるので、どうなのかなと。ただ、南部町のように小さな規模になりますと、冒頭に町長がお答えしましたように、地産地消に取り組むには若干、他市町とも比べてやりやすい面もあるのかなというところではございますが。

ただ、今までは木質バイオマスを使って発電できるのかどうかというの、実は具体的にはまだ検討はしてはございません。

ただ、若干ちょっとほかの市町村なり、ちょっと調べてみますと、これは岐阜県の白川町で国内初、これ平成16年にやっていらっしゃいましたが、やはりここでその発電出力が、発電所の話しますと600キロワットぐらいの規模だそうです、やはりここで問題になりますのは、ここでその木材をどれほどの量確保するかといったときに、年間1万5,000トンの規模が必要になるというところもございまして、やはりその辺の木材をいかに効率よく集約をしてそれを活用していくのか、そのあたり、それから木材、間伐も含めて、冒頭申し上げ、町長お答えしたように費用対効果もありますから、そういったコストの面、そんなところから改めて検討していく必要があるのかなというふうに思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。新エネビジョンを平成18年合併当初、南部町の今後のエネルギー対策ということで、NEDOの補助をいただいて、私もそのときに参加いたしました。当時に、2014年をめどに太陽光エネルギー、またバイオマスエネルギーをどう使っていくのかということを検討しております。

ほぼ太陽光エネルギーにつきましては、当時の計画より1.5メガの発電所を計画していることもありまして、進んでいるというぐあいに認識しております。ただ、バイオマスエネルギーにつきましては、当時検討した資料を今手元に持っておりますけれども、木材、木質資源というのは確かに大量にある。非常に大きな資源なんだけれども、地理的課題として導入場所としてはその木材が集積される場所が適地だと、真庭だとかに参りました。銘建工業さんですかね、にも行きましたけれども、そういう集積場所であるということが、この南部町の中ではその当時もありませんでした。それから、間伐材等の収集システムの構築が非常に重要になるんだけれども、そのシステムをつくるのが先ほどから議員が言われましたように、山に人が入って間伐をして、それがお金になるシステムがなかなかつくりにくいということが大きな課題でございました。先ほど出ましたその銘建工業さんは、年間25万立米の木材から4万トンの木くずを使って、約1億

5,000万円の木くずの処分代がかかったそうです。それをゼロにして、さらに電気代として5,000万円、それからそれまで使ってた電気代で1億円、計4億円の効果を上げてるといふことでした。もちろん木質ペレット等もつくっておられます。そういう集積する絶対量があるところがやはり有利だといふぐあいに思います。

ちなみに今資料が入りまして、レングスの年間処理量は6,000立米、したがって、今の一つの会社である銘建工業さんが年間25万立米の木材処理に対しまして、レングス一つとっても6,000立米ぐらいしかない、従って、使う材はたくさん山にはあるんだけど、それを有効利用できないと。これをどうやって今後利用していくのかということが大きな課題だと思います。

冒頭、議員が言われましたようにオリンピックがきのう決まりましたけれども、1964年東京オリンピック時代、ここにおられる皆さんの御家庭もほとんどエネルギーは山から、電気ぐらい、電灯ぐらいが買った電気、あと全てのエネルギーが山からとってたと思います。それを今再現するわけにはなりませんけれども、新たな21世紀の課題として、それをどうやって循環型のエネルギーに転換して行って、石油エネルギーから、こういう自然エネルギーに持っていくのかというのは大きな課題だといふぐあいに思っていますので、今後検討の課題とさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 産業課長、仲田憲史君。

○産業課長（仲田 憲史君） 産業課長でございます。先ほどレングスの実績ということですが、今、副町長が木材の原木の消費量について6,000ということをお答えされました。こちらのほうで数字が把握できましたので、御報告申し上げたいと思います。

原木の消費量といたしまして、杉材が9割を占めますが、平成23年の8月1日から24年の7月31日の間で6,262立米、原木の消費量ということでございます。製品の販売量といたしまして2,334立米、製品の販売額として2億8,708万2,000円という実績でございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 今までも新エネの関係で、木質バイオマスの検討はされているようですし、現在でも突っ込んでとまではいかないかもしれませんが、御検討いただいているようです。私なりに調べましても、例えば前回の議会で太陽光発電、これは絶対町でやってほしいと、民間企業が町の土地を借りてこの発電事業をやっても、地元にはその地代がある程度落ちるだけで、雇用も生まれなければ地域のためになるようなことはほとんど何も期待できない。

ですから、町が独自でやって、そこから得た収入を町民の皆さんに還元していただきたいということを申し上げました。今度、木質バイオマス……（サイレン吹鳴）

この木質バイオマス、発電だけとは限ったことではないかもしれませんが、これはそういった観点から見ると、発電所自体は多分南部町に立地をしなくてもいいんじゃないかなというふうには思います。ある程度広域で日南町でも日野町でも、どこでもいいんだろかなど。何でかというふうにいいますと、材を集める集材をする作業自体で人件費、かなり大きなものが発生するので、それはやっぱり地域の貢献には多大なものがあるだろうというふうに思います。

先ほど、副町長の答弁の中で、真庭の計画っていうもの、これ来年度ぐらいに発電が開始になるようですが、ちょうどその固定価格買い取り制度もあって、大体20億円ぐらいの電力の売却を予定をされて13億円の燃料費を見込んでおられる。この13億円の燃料費っていうのは、もうほとんどが人件費として、その集材の人件費として支払われる予定だというふうな、そういう資料を私も今回見ました。地域として木材でお金になれば、それはもちろんそれにこしたことはないんですが、木材がとんとんであっても新たな人件費、そして雇用が生まれるということであれば、そういうことも、小さいところで、町内だけではとても無理だという結論が出れば、もっと広域での取り組みっていうものもぜひお考えいただきたいなというふうに思います。

それと、今も制度がありますまきストーブなんですけど、これの活用状況を、済みません、少し話が前へ戻るかもしれませんが、お聞かせください。

○議長（青砥日出夫君） 企画政策課長、矢吹隆君。

○企画政策課長（矢吹 隆君） 企画政策課長でございます。私のほうからは、まきストーブの活用状況についてお答えをしたいと思います。

昨年度でいたしますと、仕組み的には上限10万円、ストーブなりボイラーを設置した場合に、その事業費の2分の1以内を補助させていただくという事業でございまして、ペレットストーブやペレットのボイラー、それからまきのストーブやまきのボイラーと、そういったところを23年度から事業化をしておりますが、昨年度は、先ほど来議論になっておりますが、実績としては2件の申請をいただいております。この2件が少ないのか多いのかという御議論あるかと思いますが、もう少しこのあたりは、積極的PRもしていかなきゃいけないのかなというふうには承知をしているところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 雰囲気的にはやっぱり2件っていうのは少ないんだろかなというふうに思います。私もできれば、家にまきストーブをつけたいなというふうに思ってます。うち

にも家のすぐ近くに山がありますし、そこから何十年分にもなるようなまきが多分つくれるわけです。ですので、完全に昔に戻るわけではないですけども、そういうことにもぜひ向かってみたいなというふうに思います。

じゃ、何でそのまきストーブ、こういった助成制度ができてるのにもかかわらず、なかなか導入が進まないのかなということではあるんですけども、やっぱり値段が高いことと、それと例えばガス温風ヒーターとか、灯油の温風ヒーターのようにお店で買って家に持って帰ってすぐにコンセントに差したら使えるといったような手軽さはやっぱりないと思います。煙突の工事が要ったり、置く場所の手だてが要ったりといったようなことが必要になってはきます。

ですので、当初の投資というものがある程度必要になってきますが、今、これだけ灯油の値段が上がってきた現状では、十分にペイしていく、ペイしていくというかもとがとれてプラスになっていくんだということは、多分、なかなかまだ皆さんまだ、認識されてないと思います。都会のほうではおしゃれなインテリア感覚の暖房ということで、結構たくさん業者さんいらっしゃるようなんですが、本当にメリットがあるのは多分田舎、私のうちのように山があって原料供給できる、そういったところだと思います。

そういう家に対するセールスというか、売り込みっていうことは、まだほとんど行われてないんだろうと、これをまちにしてほしいというわけにはいかないわけですけども、私の知っているところ、ちょっと極端かもしれませんが、一冬の間、お年寄りが1日中家におられますので、石油ファンヒーターで大体20リッターのポリタンク一つを燃やすと。そんなに寒くない月もあれば、非常に寒い月もあって、大体延べにすると5カ月分ぐらいは燃やしてるかなと。そうすると今大体ポリタンク1缶で2,000円とすると、30万円ぐらい灯油だけで使っておられます。そのほかにも多分電気ごたつもあるでしょうし、ほかの暖房機器を入れれば、相当な金額になってるだろうというふうに思います。ですので、それをどれだけ代替できるかどうか分かりませんが、自分でまきさえ調達をすれば、その部分は家計から出ていくお金、大きく考えれば町から出ていくお金を減らすことが可能になると。それぞれの皆さんにとっても非常に大きなメリットがあるというふうに考えますので、まきストーブ並びにペレットストーブも、ペレットストーブはまた少し違うかもしれませんが、施策の周知を力を入れてやっていただきたいなというふうに考えます。

それと、ちょっと私の話が長くなりますが、去年ちょっと山に入ってみまして、ナラの木が非常にどこも大きくなっているというのを感じました。去年、議会で県の林業研究所に試験場に行き、そのナラ枯れが東側は大山の向こう、西側は松江あたりまで来て、近い将来この鳥取県西

部にも入ってくるだろうという話を聞かせていただきました。このナラ枯れは主にどういう木が先にやられちゃうかという、大きくなって活力を少しずつ失いかけたような木からナラ枯れが発生するんだということのようでした。運び出すことが大変ということもあるかもしれませんが、シイタケのほだ木とか、そういうものに活用できる限界をもう超えてしまったような、そういうものを何とかしようと思えば、これはもう燃料にしてたいてしまうしかないかなというふうに思います。そういった観点からも、ぜひぜひこのストーブの普及というものを奨励をしていただきたいというふうに思います。

それでは次に、企画政策課のあり方のほうについて、追加で質問をさせていただきたいというふうに思います。

御答弁の中でも出てきたわけですが、例えば今回も一般質問で同僚議員が出されておりますが、例えば人口減少問題とかに取り組もうということになると、多分個別の施策については今まででも取り組んでおられるんでしょうが、政策としてでっかく捉えて取り組んできたという記憶はないです。そういうくくりで考えた場合には、どこにどういうふうに出されるお考えなのかなということをちょっと聞いてみたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。言っておられる意味はよくわかります。私どもも常に町長が申しましたように120人からの職員をどういう配分をすれば、一番効果が上がるのかということを中心に頭を悩ませてるところでございます。

企画課は先ほど言いましたように、各課の中で1つでは対応できないような先進事例、今言われましたような人口減少問題はもう極めて重要な問題ですし、全ての課が関係します。ただその温度差というものは各課でありますので、やはりこういうものの中心は、現在でも企画政策課が中心になって現在、プロジェクトチームを組みながら担当しています。その音頭取りは企画政策課がやり、そして取りまとめも企画政策課がすると、こういう方針には変わりございませんで、この辺は議員のおっしゃってることと全く同じだというぐあいに思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 私の見方がまだ雑なのかもしれませんが、もう少し、今、副町長お答えいただいたように、町長が明示をされた南部町のあるべき姿、これを実現するために大きな政策としてどういったことを打ち出したいというのをまとめて各課に配分をして、その進行管理を行って、成果を評価をするというような、そういう本当に企画立案の評価といったような動きになっているのかなというのが、少しクエスチョンなところがあります。壇上からも質問しま

したように、やはり今はその与えられた、羅列をしましたが、いろんな例えば交通対策ですとか、ホームページだとか、そういうものをずっと、それはそれで持ち続けてもいいのかもしれませんが、けれども、そういう個別の施策をずっと引っ張っていくがために、なかなか各課に割り振るだとかというようなところにおいてるというふうに、とって見えにくいんですが、そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。特に町長も先ほど申しましたように、商工観光を入れたために非常にこの2年間、イベント、花火から、それから柿の種の吹きとばしとか、企画政策課が非常に片方では政策立案という重要な部分を持って、片方ではそういうイベントを中心にやるという矛盾点というものを私も感じています。ただ、その実行部隊を全てなくしていいのかどうか、今実行しないというのは総務課の中の財政ぐらいかなというぐらいに思っています。

特に全て自分の課の中で、何ていうですか、機関車でいえば全てが自分で走行可能な力を持ちながら、かつ企画立案するというのは、やはり地方分権の社会の成熟した中では必ず必要になってくるんじゃないかと思います。その中で、大きな市のような企画員を設けた特化したようなものをつくっていくのかという御議論ではないのかなと思います。

先ほども言いましたように、この120人からの職員をどういうぐあいにうまく使っていくのかという議論の中では、今、私の個人の中では、そういう企画員をつくってまでやるということが果たしていいのかどうかということに非常にちょっと疑問を持っています。こういう検討を常にやる部署、総務課を中心にして、行財政運営審議会等の御議論もいただきながら、前向きに今考えてまいりますけれども、120人の組織の中ではちょっと無理じゃないかなというぐあいに思っています。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 景山浩君。

○議員（6番 景山 浩君） 私の質問もある意味かなり極端な質問かもしれませんが、質問というか主張ですね。ただ、やっぱり見てみるとフットワークが軽いのか重たいのかと言えば、特に、例えば地域振興協議会とかという非常に大きな政策を担っていたりということを見ますと、どうしても外から見るとかなりヘビーになってるようなふうに見受けられます。もう少しコンパクトにして、その完全に実行部隊をなくしてしまわなくてもいいのかもしれませんが、そのウエートを企画立案のほうにもっと持っていただきたいなというふうに思いますので、さらに御改善をお願いいたします。

いろいろと質問というよりもほとんど意見になりましたけれども、言ってまいりましたけども、

それこそ今、話題になりました人口減少の問題とか、社会の二極化、特に私どものような山間部の高齢者が多いような地域というのは二極のうちの余りよろしくない極に多分これからなっていく可能性が非常に高いという、そういった中で行政の目指すところは、それを何とか防ぐためにどうする、結局町の魅力をどうやってつくっていくのか、人の問題にしても職場の問題にしてもですね。そういうことに身軽にというか臨機応変に素早く対応できるのは、やはり企画政策しかないのかなというような気がしております。

これが、さらに言いますとやっぱり地域間競争だと思いますので、回りの状況も十分に見ながら地域間競争に負けない強靱な行政にしていっていただきたいということから、一步も二歩も先んじて実行部隊なしで企画立案だけでもいいんじゃないのっていうような質問もさせていただいたわけですね。

お願いになりますけれども、こういった考えを持ってる議員も中にはおるんだということで、さらに検討を深めていただきたいなというふうをお願いをしまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 最後にちょっと総括的にお話をさせていただきたいと思います。

一つは今の企画の問題ですが、実はこれは、私も町長に就任して以来の課題であります。どのように効率のよい組織をつくって、先ほどおっしゃったようにネットワークのよい体制で町民サービスを実現していくのかと、これはもう私の全く大きな永遠の課題でありましていつも考えております。ある時期に総務課の中に3人ぐらい、2人か3人ぐらいの企画員をつくって企画だけすると、全くしない、事業の手は染めない企画だけして企画調整でやったらどうかというようなことを考えてみたことがあります。

でも結局、現場で職員が124名連携として効率よく仕事していくためには、何といたしましうかね、頭の役もせないけんし目の役もせないけんし手の役もせんといけんというのが実態です。自分は頭の役だけするので、みんなあとは手の役、体の足の役してくださいというようなことで、どうも組織はうまく動かないわけです。

したがって、そういう経験に鑑みて、それぞれの職員の持っているいいところをできるだけ引き出す、たまたま今、自分は町民生活課で勤務しているけれども、このような部分についてはこうしたいのではないかとというような企画提言ですね、そういう気持ちを持っておられる職員さんをプロジェクトチームというような形で参加をしていただいて、いろいろなアイデアをいただいたほうがいいのではないかと、このように考えるようになりました。

結局少ない職員でやるのか、企画政策課を物すごく充実して大きな人数でやるのか、いろいろ考えたんですけども、結局重要なところで必要に応じて職員全体の知恵をかりるプロジェクトチームなどを構成してやったほうがうまく機能するというのが、これは経験上のことでありまして、御指摘の趣旨も私はよく理解いたしておりますので、またこの企画の問題については永遠の課題ということでございまして、できるだけいい仕事をしていただけるようにフットワーク軽く気を配っていきたいというように思います。

それともう1点、先ほどのまきストーブの件なんですけれども、町民の皆さんも御存じないと思いますので、ちょっと宣伝の時間で答弁という形でさせていただきたいと思いますが、私も質問の通告をいただきまして、バイオマスエネルギー発電というようなことで、近くでは真庭市がやっておりますので、その資料をちょっと手に入れました。

その資料によりますと、先ほど灯油1日20リッターぐらいたくんだと、5カ月もたけば30万にもなると、これは掛け算してみればそのとおりなんですけど、大体1リットルで9,000キロカロリー出すわけです。これはちなみに二酸化炭素3キロを発生するわけです、二酸化炭素3キロであります。それで、この9,000キロカロリーを木材でやろうと思いますと、ペレットだったら2キロ、これは60円ほどで手に入ります。それからチップなら3キロ必要です。これ45円で手に入るということですから、もう完全に割安であります。木を使ったほうがですね。9,000キロカロリーを発生させるということで、もちろん二酸化炭素の発生はあるわけなんですけれども、これはゼロだというぐあいに見なされるわけであります。

したがって、ぜひこの発電は、これは大きな規模がないとできんということなんですけれども、まき炊きのボイラーやまき炊きストーブを思い切り普及をしたいというように私は思っております。それで支援も今10万円程度支援するようにしておりますけれども、もっと支援せよということならもうちょっと考えなければいけんことではないかと思うぐらい、これを普及したいと思っております。

それで8,500町歩ぐらの山林がございまして、そのうち私有山林、これが6,300町歩ございまして、もう大方が個人所有の山になっておりますから、私はこれをどんどん進めていけば自分とこの山の材を切って使っていくということにつながっていくこと、先ほど御指摘のとおりでありまして、そういうことを夢見ているわけです。まきの供給体制というものがないので、まきストーブはいいなと思うけど、なかなか取り組めんという御意見がこの農村振興大会ですか、3年に1回やるときの、あのときのあのユーザーの皆さんからも出ておりました。ですから、このまきの供給体制というものをミトロキの大きな山がありますから、町有林などが、

こういうことを利用して供給体制をつくっていけば、これはどんどん広がっていくのではないかと、広げていき供給体制をつくるのか、供給体制をつくっておいて広げていくのか、鶏が先か卵が先かという議論はありますけれども、そういうぐあいにしてでも進めていきたいと思っておりますので、この際にぜひ思いついていただきたいとこのように思います。

それと森林の関係は、23年の7月に従来の山の計画は大きく、森林基本計画が物すごく変わっております。従来は、目細な材がいいんだと、目細な材がいいということで、密植をしております。目の粗い材よりも目細なそのほうが価値があるということで密植をすると。1町歩に3,000本ぐらい植えております。1町歩に3,000本。それで管理が行き届きませんので、鬱蒼とした状態になって手入れが行き届かずに荒れてくるという状況になっております。大体40年ぐらいを伐期として見ておりましたけれども、この23年に基本計画ががらっと変わって、大体80年から100年ぐらいの目標で大きな材をつくっていかうというそういう計画に変わりました。

それから、いわゆる小さな個人所有の人には、補助金が行かんやになりました。要は、財源が続かんやになったということでもあります。したがって、大きな林業経営者だとかあるいは森林組合だとか、そういうところが計画的な施業をきちんとやっていくことによって金は流れていこうということでもあります。

大体、1町歩でね、投資は250万ぐらいするわけです、1町歩で。それで、山元に90万ぐらい入ります。ですから、その残りをみんな税金で賄っておったというようなことで続かんやになったということなんです。この投資の最初の10年間で大体150万ぐらい使います。250万のうちの150万ぐらい使っていくということなので、そういうその流れからいってもやり方を変えんともたんようになっておるといふ現状にあります。

そういう大きなその流れが変わったことを受けて、町のほうでもその先ほど申し上げたように山に入って間伐をして、そしてその優良材をつくっていくと、目ごまな材ではなくて、80年、100年、120年もするような立派な山をつくっていく、そういう過程の中で、発生する材は間伐材に回し、無駄にしないでバイオマス発電をしたりそういうことに転換していくという、こういう流れを大きく変えていこうということになっております。そういうぐあいに政府の方針も変わりましたので、町のほうもそういう対応をしていきたいというふうに思っております。

山の問題はいろいろ難しいわけですがけれども、新たな新エネルギーというようなことや、カーボンドレジットの制度やいろいろ出てまいりましたので、そういうことを最大利用しながら活用しながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、6番、景山浩君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここで、休憩に入ります。再開は1時より。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（青砥日出夫君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般質問を行います。

続いて、1番、白川立真君の質問を許します。

1番、白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 1番、白川です。議長の許可を得まして質問をさせていただきます。事前通告にもありますように、当町の町立小・中学校の教室における防暑対策についてお伺いします。

近年の気温上昇は、地球温暖化が主な原因と思われませんが、特に夏季から秋季にかけての高温が特に強く感じられるようになりました。ことしの夏、6月から8月の平均気温は、西日本で平年を1.2度上回り、統計史上最高の暑さだったことが気象庁のまとめでわかったと新聞記事に出ておりました。これは、地球温暖化が主な原因ではなかったかなと考えております。ただ、最近、朝夕めっきり涼しくなりまして、少し説得力がないかもしれませんが、やはり振り返ってみますとことしの夏は暑かった、記録的な高温状態であったと思っております。そこで、我が町の小・中学校の教室における防暑対策について2点に分けてお伺いします。

1点目ですけれども、義務教育の中で相当量の学習をする上で、教室内での真夏日、30度を超える日のことですが、そういう日が年々増加しているように思いますが、学童や先生に対する熱中症対策はどうでしょうか。

2点目です。ゆとり教育において限られた時間内での効率的な学習が求められていると思いますが、高温環境での学習は、学童や先生の集中力低下につながると思いますが、いかがでしょうか。この2点目ですけれども、高温と集中力低下に関係するその基礎データというものは、実は私も持っておりませんので、例えば、教室内の温度がどんどん高くなっていきますと成績が下がっていくとか、そういったデータは持っておりませんので教育長の公言できる範囲でお答えいただけたらと思います。

それでは、教育長、よろしく願いをいたします。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 白川議員さんの学校での防暑対策について、御質問にお答えをさせていただきます。

まず、校内での熱中症対策の現状はとのお尋ねでございます。独立行政法人日本スポーツ振興センターの調べによりますと、昨年度、全国の小・中学校で2,700件を超す熱中症が発生をいたしております。学校の管理下における熱中症事故は、そのほとんどが体育の授業やスポーツ活動中のものであり、30度に満たないそれほど高くない気温であっても湿度が高ければ発生率が高くなる傾向がございます。

鳥取地方气象台による米子での過去6年間の観測データを見てみますと、7月の平均気温は平成22年以降、30度を超えています。9月になりますと30度以下となります。また、同じく平成22年以降、夏休み期間中を除く7月及び9月の日数の4割から5割の日において、最高気温が30度を超えており、35度以上の日もあるようになりました。このように、平成22年以降、夏季における気温の上昇が急であるようであります。

熱中症は、事前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜呼吸を行う等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能でございます。そのため、小・中学校では熱中症が発症するメカニズムを教職員が正しく認識するとともに、熱中症警報発令の段階に応じた対処方針や具体的な対処方法等、養護教諭を中心として春の段階から教職員の共通理解を図っております。

具体的には、学校への水筒の持参を指導し、小まめな水分補給を指示するとともに、その中身としてはお茶やスポーツドリンクを勧めております。また、屋外での学習時間の短縮やエアコンが設置された特別教室の効率的運用を図るとともに、小学生と中学生とでは運動量や学習量、体制等、その体力に差がございますので、中学校では冷水器の活用や体操服、ハーフパンツでの授業など、さまざま工夫しながら熱中症対策を講じているところでございます。

次に、防暑対策としての施設整備であります。平成22年の異常気象とも思える夏季の気温の高温化を受けまして、翌23年度に南部中学校普通教室に天井扇と遮熱ブラインドをモデル的に整備し、その効果を検証いたしております。その結果、生徒及び教職員のほとんどが涼しいと感じ、教室内における効率的な空気循環や気温上昇の抑制が図られる効果を確認いたしております。

こうしたことから、平成24年度から3カ年の年次計画により、全校への天井扇並びに遮熱ブラインドの整備を進めているところでございます。しかしながら、ことしは高知県で国内最高気

温を更新するなど、また、さらに一段と暑い夏でありました。気象の変化や気温の上昇により、十分な学習環境が保たれないとするならば、児童生徒の健康や体力への影響なども勘案し、総合的に判断をしなければならないと考えております。

次に、高温環境下での学習における集中力の低下に係るお尋ねでございます。ゆとり教育を柱とする学習指導要領の改訂では、学習内容や時数が削減されていましたが、現行の学習指導要領ではふやしたものとなっております。しかしながら、こうした授業時数等の増減もあくまで学校週5日制を前提とするものであり、限られた時間の中で効果的、効率的に学習することは常に学校に求められていると認識いたしております。そのためには、児童生徒の学習への集中力が一つの重要な要素といえます。集中するとは、先生の話をよく聞き、よそ見をせず、課題に真剣に取り組む姿勢や態度と考えますが、こうした集中力を支える最大の要因は教師の授業力であります。そのためには、児童生徒にとっても教師にとっても教室は適度に涼しいなど、一定の学習環境が整っていないければなりません。具体的な環境や数値が何かに示されているものでもございません。

しかし、議員も御指摘のように、室内でも熱中症が発生し得るような温度においては、授業する側、授業を受ける側、双方の集中力は低下しがちになることは、私どもの経験からしても容易に想像ができることでございます。今夏の学校現場からの報告によりますと、湿度にもよりますが、温度が35度前後になりますと集中力が散漫になる傾向があると聞いております。今後、こうした日が続くようであれば、集中力だけの問題ではなく、児童生徒の健康についても危惧しなければなりませんので、新たな水分補給策や何らかの教室内の温度や湿度を下げる方策が必要になってくると認識をいたしております。

○議長（青砥日出夫君） 白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 教育長、ありがとうございます。少し、再質問をさせていただきたいと思います。

先ほどの教育長の御答弁の中で、35度というのが一つの目安で、もしそういう劣悪な環境になれば何らかの手を考えなければならないということをおっしゃられました。そして、持っているデータも私の持っているのと少し重なっておりますので、ちょっと重複はするかもしれませんが、やはり、私たちその人類というのは、恒温動物とよく言われます。カエルや蛇のようないわゆる変温動物、自分で体温調節ができない、そういった生物と違って私たちは対応を常に36度から37度ぐらいに、一定に保つ機能というのを持っているんだということを少し勉強させてもらいました。

ただ、私は、お医者様ではないので余り詳しくはないんですけども、その放熱と体から出る熱をいかに放熱して、その36度から37度の範囲に置くかというバルンサー、これが崩れたときに俗に言う熱中症というものになるんだと。そして、熱中症は今、3段階ぐらいに分けられていて、重度と重度になる前、そしてさらにその1個前、少し目まいがしたりくらくらしたりするよな、そして、暑いのに汗が出なくなったというような症状があるそうです。

その中で、教室の中がそのような環境になったら大変なことですけども、先ほど教育長が言われました少し30度を超える真夏日が近年ふえてきたと。私もちょっと気象庁のデータを探してみましたところ、大体今から20年ぐらい前と最近をちょっと見比べてみますと、6月、7月、8月ですけども、今から20年前、1993年あたり、真夏日を超えるのが6月が2日、7月が5日、8月が6日、たまたまこの年は冷夏の年だったかどうかちょっとわかりませんが、20年のこのデータの中で少しずつふえていっています。

例えば、ことしですと6月は4日、これは梅雨の月なんでやはりあんまり少ないのかなと思います。7月は29日間、8月は22日間、去年もこの6、7、8、ほぼ一緒ぐらいでした。ただ、一つ気になってきますのは、6、7、8以外の月の真夏日が非常にふえてきた。先ほども言いましたが、20年前と比べてみますと、20年前はほとんどゼロです。あっても1日。ところが、ここ近年5年ぐらいはもう2桁台になってきて、私が一番心配してるのは、この一番の防暑対策は恐らく夏休み、一番暑いときは夏休みで防ぐんだと。ところがこの夏休み期間以外の日に、いわゆる授業中に真夏日がどんどんふえてきてるような気がして大変心配しております。

30度以上ですから、35度以上というデータはちょっと持っておりませんが、やはりこの山型に膨らんでいるんじゃないか、ゆっくりですけど上にも温度が上がっていき、そして横、ちょうど春と秋の部分ですかね、そこにも30度の真夏日がどんどん食い込んできているような、山型にずっとゆっくり膨らんでいるように思えるんですけども、ちょっとその辺、大変心配しておりますけども、教育委員会としてはどういうふうな感想を持っておられますでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。先ほど、議員御指摘のとおり、平均気温なり体感温度、20年前より、さらに10年前より、もっといいますと平成22年に1度暑い夏があったように記憶をしておりますが、本当に近年暑さということに対しては厳しくなっているという把握はしてございます。

先ほど教育長申し上げましたけども、それをもちましてまず天井扇と遮熱ブラインド等の策が有効であるかということで、23年度に検証した結果、体感温度、それから教室温度ともに下が

るということで、現在、24年から26年にかけて3年間で全学校へ天井扇と遮熱ブラインド。ただし、気温ですので、幾ら上から扇風機を回しても気温が35度ですとその熱風を回すという部分になりますので、その辺の効果については絶対であるということではありませんが、一定の効果は見られると。

それから、先ほど答弁でも教育長申し上げましたが、エアコンが設置されている特別教室等が既に学校にはございますので、そういう教室を多く使う、教育課程の中でそういう部屋を図書館であったりコンピューター関係の部屋であったり、そういうところを使うとか、屋外での授業であっても説明は以前だったら校庭の真ん中に集めて生徒に指示をするというようなこともあったと思いますが、例えば今は、指示は木陰で指示をする。グラウンドで走るときだけは走るとか、例えばそういう工夫をする中で何とかしのげることではないかということですが、今後さらに上昇が続くようであればまた何らかの対策は答弁にもありましたけども、考えていかなければならないというふうに把握をしてございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 課長、ありがとうございます。済みません、もう1点だけ、今、中学校には冷水器が設置してあると言われましたけど、小学校にはありますでしょうか、済みません、ない。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。小学校にはまだ設備としてはございません。

○議長（青砥日出夫君） 白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） 実は、大分前になりますでしょうか、ちょっと学校のほうにいつでしたでしょうか、暑かった6月でしたでしょうか、7月でしたか、ちょっと伺ってみたことがありますして、そしたら子供たちはどんな様子で勉強してるんですかと聞いたら、ちょうど暑いときでしたので、まず今の子供さんやちはみんな水筒を持って行かれる。そして、特にその教室の中でも暑い教室とさほどそうでもない教室があるということでして、特に上のほうが暑いということですね、そこでは、水を浸したタオルで頭をちょっと冷やしながら、そして水を飲みながら、さっき言いましたこのバランス、体温のバランスをとりながら勉強しているということを聞きまして、もしその水がなくなってしまうと、水筒の水がなくなってしまうと冷水器等あったら、これは活用できるなあと、ちょっとひとつ思いましたんで、そのことと、これ平成21年でしたでしょうか、学校保健法という法律があるんでしょうか、その中に学校環境衛生基準、平成21年

3月31日に公布され、平成21年4月1日から施行されたというような資料をちょっと入手しまして、その中に教室等の環境というようなところに触れた一文がありまして、これは、環境ですからいろいろあるんですけども、騒音、多分、何デシベル以下じゃないといけないよとか、照明何ルーメン以下じゃないと、以下じゃないです、どのぐらいじゃないと明るさがないといけないよとか、採光はとりなさいとか、いろいろ基準があると思うんですけど、その中に保温というのがあります、保つ温度ですけども、これは先ほども教育長も言われましたこれといった教室の室温の基準はないんだと。しかし、ここでは保温に努めなさいというようなことが書いてあります。その保温というのは大体難しいかと思えますけど、ここでは各市町村や各学校へ視察しなさいねというふうに書いてあるんで、これというものを決めてはないんですけども、大体、公言できる範囲でいいんですけども、大体そのこのあたりまで、要は生徒が勉強するその環境っていうのはマックスはこれぐらいまでがって、適した温度かなっていうところがもしありましたらお願いしたいと思えます。

○議長（青砥日出夫君） 総務・学校教育課長、福田範史君。

○総務・学校教育課長（福田 範史君） 総務・学校教育課長でございます。先ほど議員の御質問ですが、明確な温度というものはどこにも明記をされておりませんが、先ほどありましたように熱中症に関して言いますと、気温が35度というのが一つの目安で、それに湿度等を勘案するとちょっと名前は忘れちゃったけども、指数が30度という指数になるんだそうで、そこが熱中症の一つの目安というふうにならうございまして、近年、県の教育委員会、福祉保健課等もこの1週間35度を超えるというようなときにはその警戒週間とするとかっていうことがございまして、一つの目安としては35度ということは一つ目安にはあろうかと思えます。

ちなみに、その35度を超えたという週が、日が、昨年度は35度は4日間ございました。今年度は既に3日間ですが、この現在9月でも温度が下がっておりますので、今後ないとすれば今年度は3日間というのが35度を超えたということですので、その温度になったからすぐに学校がどうこうということにはなりませんけども、学校の先生方、先ほど教育長の答弁にもありましたとおり、きょうは非常に温度が高いということで、そういう教室の利用、もしくは先ほど議員の御指摘にもありました水分補給を、熱中症とはとにかくその小まめな水分補給が一番の対策であるということで、教室にはなるべく風を入れながら小まめに授業中であっても、ひょっとしたら場合によっては途中水分補給をするようなことも担任なり教科担任のほうで臨機応変にしながらやっていくということでありまして、ちょっと温度ということについて明確な回答はできませんけども、そういうふうに対応をさせていただいているということで御理解を。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 白川立真君。

○議員（1番 白川 立真君） ありがとうございます。温度というのは、この私たちだけではどうにもならないもんだと思います。当町も地球温暖化対策のために一生懸命取り組んでおられますけども、南部町だけでどうにかなるようなことでは当然ありませんので、まだまだ温度が上がっていくのか、それとも今のこの気温で維持していくのか、ちょっとわからないんですけど、ちょっとこういう資料がありまして、見えます。いいでしょうかね、これ。赤い。ちょうど今、このこのあたりが現代でして、ここ100年ぐらい、聞こえます。

このちょうど産業革命というのが100年ぐらい前にありまして、そのあたりから現在までがちょっと小さくて見えませんか。済みません、ちょっと説明させていただきます。徐々に徐々に温度は上がってきている。しかし、ここから急激に上がるんじゃないかという、これあくまでも仮説ですけども、ここまでこれは気温ではなくて、済みません、30度を超える日数でした。1年間の日数。今は、1年間に70日ぐらい、現在は、80年後はその倍の180日ぐらいになるんじゃないかという、30度以上を超える日数。

ちょっと、これ心配なデータでして、もしも先ほど課長言われましたように、まだまだこの気温も上がり、教室内のいわゆる学習環境が悪化するようであれば、臨機応変に手を打っていただきたいと、これは要望になりますけども、お願いをしたいと思います。この町を支えていく子供たちですけん。一昔の僕やちのその、僕やちと言ったらいけません、私らの子供のころ30年前の夏と比べて大分違うような気がしております、私は暑い、暑いといっても、そんなにその30を超える日っていうのはそんなになかったように思います。そして、当時の僕らも大人たちから夏は暑いものだ、このぐらい我慢せえと、そして耐えられる体をつくりなさいと言われたんですけども、だんだん暑くなってきましたと、その人間のメカニズム上、どこまで我慢できるんだということからなってくるかもしれませんので、また、強い要望として臨機応変に学習環境の対策のほうをよろしくお願いをしたいと思います。

質問を終わりにしたいと思いますけども。わかりましたか。

○議長（青砥日出夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。ありがとうございました。

着実に暑くなっていくんだろなということは、私もそんなように感じています。そうしたことを勘案をしながら言ったようにそういうエアコン等の整備をするということに関しては、少なくともないよりもたとえその1日であっても急に暑くなったと、だからこれをすぐしましよと

ということで、あったにこしたことはない、使う、使わないはまた別なとこですね。そのように基本的には感じていますが、いろいろな多少心配もあるわけですし、現実的には教室も全ての教室が同じ条件でありませんから、それ比較的涼しい教室もあり、暑くなる教室もある。暑くなる教室だけすりゃいいのかっていうとまたそのところも子供たちからすると公平感ということで問題もあったり、あるいはその既に設置をしてる学校の教員に一、二聞いたことがあるんですけど、いやあ、設備はしてあるんですけどね、そう簡単にスイッチが入れられないんですよみたいな話が現場から聞こえてきたり、一時的にその設備をするってということについては、一時的な経費のってということもありますけども、後のランニングコストのこともあったりするんでしょう。いろいろなその西部町村でもいろいろな状況が今、出かけておりますし、そういうことも勘案をしながら、そしてやっぱり現場の声にしっかり耳を傾けながら判断をこれからしてまいりたいというぐあいに思っています。

給水器等については、今お話もございましたけれども、とりあえずこれは今の状況の中でやはりそういうものは用意してやらないけんな、せないけんのかなということをお話を聞きながら感じました。会見小学校の子供たち、天萬庁舎側に帰ってくる子供たちは、庁舎に無料の冷たい水があるもんですから、そこで水分補給をしてまた帰るといようなこともございますので、そのあたりまた予算要求のほうで検討してまいりたいというぐあいに思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、1番、白川立真君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） 続いて、12番、亀尾共三君の質問を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三でございます。議長から質問の許可を得ましたので、2つの事項について質問をいたします。

1つには、生活保護費の引き下げは憲法違反であると思ひ、質問いたします。生活保護とは、最低生活とは何か問われているわけで、一般世帯と格差がどうするかは最低生活の中身ではないからであります。本来、人間が生き、社会生活を営む上で、健康で文化的な生活がどうやって送れるのかという基準をどう科学的に把握するかという努力をしなければなりません。それなのに、生活保護世帯の生活費を決める生活扶助基準を安倍政権がことしの8月、来年の4月、再来年の4月の三段階で実施する引き下げ幅が平均で6.5%、世帯によっては10%の引き下げで、子育て世代への影響は大きく生まれるものであります。保護世帯の96%が減額になると言われております。そのことから、福祉事務所に審査請求書の提出が全国では多いと聞いております。

保護費の削減に不服の申し立ての審査請求書を社会福祉事務所に提出があれば、福祉事務所が都道府県知事に送付することになっております。円安の影響で生活用品は値上げしており、多くの世帯の家計は厳しくなっています。ましてや、生活保護世帯には一層の生活困難となります。このことをもとに問います。

まず1つ、生活保護基準の引き下げは、国民の生存権を明記した憲法第25条に照らしてどのように町長は思っておられるのか所見を聞きます。2つ目、労働省がことし8月9日付の送付で審査請求書提出の事務連絡がありました。このようにありましたかお聞きします。3つ目、審査請求書を出された方がありますか、また、審査請求が可能であるという周知をどのようにされたのかお聞きします。4つ目、受給者の1カ月削減額はそれぞれのケースで幾らでしょうか。あらかじめ事務局を通じて所長のほうへモデルのケースを出しておりますので、答弁をお願いします。5つ目、中学生以下を対象とした子育て世帯数と最大の削減額は幾らでしょうか、お聞きします。6つ目、南部町独自のセーフティーネットの政策の確立を求めるものですが、どうでしょうか。

2つ目の事項には、学童保育の充実を求めて質問いたします。学童保育は、共働き、ひとり親家庭の小学生が学校のある日は放課後の時間を、そして学校が休業日の土曜日や長期休業日は朝から1日を過ごす施設であります。家庭と同じように過ごせる生活の場であります。小学校低学年の子供たちは学校で過ごす時間よりも学童保育で過ごす時間が多いのであります。

2012年に成立した子ども・子育て関連3法、これは学童保育について大きく変わるようになります。国として学童保育の基準を初め、法令で定め、そして市町村も条例で学童保育の基準を定めることとなります。現在、国は2015年4月施行を目指して制度の具体化を検討しており、学童保育にかかわる国の制度の変更によって今後、市町村が学童保育の量的、そして質的な措置を行うことになっていく必要があると考えることを、このことをもとにお聞きします。

1つ、学童保育の基準を定める条例の作成の状況をお聞きします。2つ目、学童保育の集団規模の最低基準の人数は何人と考えておられるのかお聞きします。3つ目、学童保育の設置場所と設置の内容をどのように考えておられるのかお聞きします。4つ目、指導員の待遇の実態と改善を求めてお聞きします。5つ目、対象学年の引き上げを求めます。6つ目、学童保育への希望者は全て受け入れられることができるのかお聞きします。7つ目、保護者の負担金額と経済的に厳しい家庭への軽減措置の施策を求めるものであります。

以上、この場からの質問とし、答弁の後、再質問で深めたいと思いますので、答弁よろしくお願ひします。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員の御質問にお答えをしております。

最初に生活保護費についてでございます。憲法違反と考えると、生活保護費の引き下げは憲法違反と考えるかどうかということでございます。今回の、生活扶助基準の見直しは国の社会保障審議会、生活保護基準部会の検証結果を踏まえた世帯員の年齢、世帯の人数、居住地域の差による影響を調整するとともに、平成20年以降の物価の動向を勘案して見直しが行われたもので、制度の適正化を図るものと考えております。生活保護制度につきましてはこれまでどおり必要な方には確実に保護を実施するという基本的な考え方ですので、憲法25条の理念に反するようなことを意図したものではないと考えております。

次に、厚生労働省から審査請求書提出の事務連絡があったかということでございますが、審査請求書の提出があった場合の事務取扱についての事務連絡は来ております。そして、審査請求書を出された方があるのか、また審査請求が可能な周知をされたかということでございますが、審査請求書を出された方はございません。審査請求をすることができることにつきましては、その都度文書に記載することで周知しております。

次に、受給者の1カ月の削減額が幾らかについての御質問でございますが、生活扶助基準の見直しの影響を一定程度に抑えるために、現在の基準からの改定幅が10%以内となるように調整すること、及び平成25年8月から3年間をかけて段階的に実施する激変緩和措置が講じられているところでございます。詳細につきましては、次の項目であります5番、子育て、中学生以下対象世帯数と最大の削減額が幾らかということについて、これをあわせて所長より答弁をいたしますのでよろしくお願いいたします。

6番目に、南部町独自のセーフティーネットを求めるがどうかということでございます。南部町では生活困窮者の支援体制の構築に向けて、4月から職員をハローワークに派遣して就労相談での連携や充実に取り組んでいるところであります。また、生活保護などの基準に満たない方や、日常生活上困っておられる方に対して、生活安定に向けた相談支援につきましては、身近な相談窓口としては民生委員さんや福祉委員さんがおられますけれども、生活相談に限らず相談事があれば町の職員にも尋ねていただけたらと思います。職員が役場の関係する課に連絡をすることで適切な相談支援につなげていくことができると考えております。福祉事務所や健康福祉課、町民生活課、企画政策課など、関係する課や、社会福祉協議会などと連絡を図りまして、法律相談など、町で対応できない場合は外部の専門機関を紹介するなど、支援の充実を図っていきたいと考えております。

次に、学童保育の充実を求めているということでございます。初めに学童保育の基準を定める条例の

作成状況については、昨年8月の子ども・子育て関連3法の成立によりまして、放課後児童クラブの設備及び運営につきまして、厚生労働省令で定める基準を踏まえて、市町村が条例で基準を定めることとされております。現在、子ども・子育て支援新制度の施行に関しては、国で各種の専門委員会が開かれ、詳細について検討がなされているところです。放課後児童クラブの基準に関する専門委員会は5月29日に第1回委員会が開催され、7月24日の第3回委員会では、放課後児童クラブの基準について議論されております。9月30日に開催予定の第4回委員会では、関係団体からのヒアリングが行われる予定となっております。第6回目以降の委員会で案を取りまとめ、その後、年度内をめどに省令の作成公布がされる見込みでございますので、この省令を基準に条例を定めることになろうかと考えております。

次に、学童保育の集団規模の最低基準人数は何人と考えるのかという質問でございます。現在の南部町放課後児童クラブ条例では、1クラブ当たりの定員を60人と定めております。平成19年に策定された放課後児童クラブガイドラインによりまして、1クラブの規模としては最大70人までとされておりますので適切であろうと考えております。

次に、学童保育の設置場所と内容でございます。児童の安全を考慮すれば、小学校か小学校の近くが望ましいと考えます。また、平成24年度から東西町で開設していただいておりますが、児童の自宅に近い地域振興協議会などで設置していただくのもよいのではないかと思います。施設につきましては、児童1人当たりの面積要件など、放課後児童クラブガイドラインに定められておりますので、この要件を満たす施設で運営されるのが望ましいと考えております。

続きまして、指導員の待遇の実態改善を求めるという質問でございます。指導員には長期休業以外の場合であれば、午後2時から午後6時30分の間の4時間、週20時間を上限として勤務していただいております。賃金につきましては、町の規程に従ってお支払いしております。他の業務との兼ね合いもございますので、現状で御理解をいただきたいと思っております。

次に対象学年の引き上げを求めるという質問でございます。現在は小学校1年から3年生を対象としております。子ども・子育て支援新制度では、対象年齢を小学校6年生まで引き上げることも検討されておりますが、以前より4年生からはスポーツ少年団、ボーイスカウトなどへの加入により、自立心を養う必要がある学年になってきていると、御意見をいただきまして、特別な事情がある児童を除いて3年生までの受け入れとしてきております。今後の児童数など町の状況もございませぬけれども、今のところ対象年齢の引き上げは考えておりません。

6番、次に参加希望者は全て受け入れることができるのかということでございます。町の条例では対象児童は、保護者が労働などにより、昼間家庭にいない者、もしくはそれに準ずる状態に

ある者としておりまして、この場合の保護者には祖父母も含まれていますので、入級を希望される児童全てお受けできるわけではございません。

次に、保護者の負担金額と経済的に厳しい家庭への軽減措置の確立ということでございますが、午後6時までの通年利用であれば、利用料は月額3,500円としております。1カ月に平均2日程度開級しておりますので、1日当たり160円程度の利用料を御負担いただいている計算になります。利用料のほかに、クラブごとに定める教材費やおやつ代が必要となっておりますので、納入される際には負担感もあろうかと思えます。放課後児童クラブの費用はおおむね2分の1を保護者負担で賄うことが想定されています。平成24年度におきましては、放課後児童クラブにかかる費用として、指導員人件費、消耗品など合計し、1,250万円余りを支出しております。収入としましては、保護者からの利用料が299万円余り、県からの補助金が487万円余りでありまして、残りの465万円余を町民の税金で賄っているということになります。利用料の減免を行うということはさらに税金から負担するということになります。町条例におきまして災害に遭われたときなど、特別な事情がある場合に申請をいただいで利用料を減免すると定めておりますので、御理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。受給者の1カ月の削減額は幾らかということと、子育て世帯数と最大の削減額は幾らかについてお答えしたいと思います。

まず、受給者の1カ月の削減額は幾らかについてでございますけども、質問のありました6つのケースにつきまして、まず南部町の生活扶助基準によりますと、平成25年8月からになりますけども、まず20歳から40歳の夫婦世帯では、2,322円の減額になり、月額9万9,923円に。次、40歳代の夫婦と子供さんお二人、小・中学生の世帯では、5,004円の減額になりまして、月額17万3,505円に。40歳代の母親と子供さんお二人、小・中学生の世帯では、3,530円の減額になりまして、月額17万1,070円に。40歳代のお母さんと子供さん5人、5歳、小学生お二人、高校生お二人の世帯では、6,928円の減額になりまして、月額25万564円に。30歳代の母親と子供6人、ゼロ歳、5歳、小学生お一人、中学生2人、高校生1人の世帯では、7,713円の減額になりまして、月額30万2,711円に。それから70歳以上の単身世帯では、213円の減額になりまして月額6万944円となっております。

次に、子育て、中学生以下の対象ということの世帯数と最大の削減額は幾らかについてでございますけども、中学生以下の子供さんがおられる世帯は今のところ5世帯ございまして、そのうち一番減額が大きい世帯は月額7,108円の減額になりまして、月額24万4,904円とな

っております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町長初め、担当の方からの答弁を受けましたので、これから再質問したいと思いますので答弁のほうをよろしくをお願いします。

まず、生活保護のほうで答弁いただきましたが、その中で憲法25条に照らすとどうなのかっていうことでは、町長の答弁では違反とは考えていないということだったんですね。私は、今の生活保護を受給をされている方の生活が一体どういう関係でどういう方、どういうことから受給を受けてるかということは、つまり今の生活がなかなか今の収入では成り立たないからということですね、受給を受けられておるわけなんです。そこで、それじゃどうかということになりますと、今の基準ですね、いわゆる生保を受ける基準っていうのは一体幾らかということなんですけども、これについて今の受けられる生活基準というのは幾らかということをもう一度お聞きするんですが、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（青砥日出夫君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。今の基準といいますと……。

○議員（12番 亀尾 共三君） ちょっと私、質問の内容を説明、いいでしょうか、議長。ちょっと。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） あのね、例えていいますと、高齢者の方で単身で生活されている方は幾らでしょうか、こう聞いておきます。

○議長（青砥日出夫君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。先ほどの質問の中で70歳以上の単身世帯というケースがございましたけども、これが一番高齢者の方の基準になっております。

8月から月額6万944円と、生活扶助基準でございますけどもなっております。ちなみに、そのもう一つ前の年代、代、年齢層になりますと、60歳代の単身世帯ということになりまして、月額6万3,934円になると記憶しております。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 答弁いただきましてお聞きします。先ほど所長からありました6万1,157円が6万944円になる、いわゆる213円の減額になるということなんです。私は、一体このことをまず基準の割り出しなんですけども、いろいろ私見ますと、いわゆる全体の生活、いわゆる全国ので全体の生活やって、それを10分割、いわゆる高い人から低い人

を10分割やって、一番低い人の金額に合わせたここ等を保護基準にするというやり方っていうぐあいには私を見たんですよ。そうするとね、このことをやると今のことはつまりぎりぎりだろうと、一番下のいわゆる最低限、もうぎりぎりの生活をやっている方の基準でいわゆる生活保護費を出しているという状況だと思うんです。

そういう中で憲法ありますが、健康な生活を送るということをね、憲法で保障されているのにさらにここで213円引き下げる、そして最終年度の15年の4月には70歳以上の単身の方は減額が593円になります。

先ほどいろいろ所長から答弁いただきましたが、その中でね、モデルケースの中で私驚いたんですけども、夫婦が40代の夫婦とそして小学校と中学校の子供さんを持ち、この方が現行では月額ですよ、17万8,509円を支給を受けてたんですけども、5,004円の減額で、この8月は17万3,505円になっている。ところが、最終年度の15年の4月には削減が8.5%、支給金額が幾らか、16万3,595円、4人家族ですよ、削減額が1万4,914円になるんです。これ1人当たり、私割ってみましたらね、1人当たり減額されるのは4人である、割ると3,728円減額になるんですよ。年間にすれば4万円になるんですよ、1人当たり。こういうことが、果てしてこれが憲法25条で生活を国が保障するというこの精神から言えば、当然、私はこれは憲法違反というのは余りにも強烈かとすれば、憲法に抵触するのではないだろうかというぐあい考えますが、当たり前じゃないかと思うんですが、町長、私の先ほどの意見について再度どうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど答弁いたしましたように、制度の適正化を図るものだというのを答弁いたしました。私も生活保護の、職員の折に担当をしたことがございますけれども、今の制度は当時から比べれば相当進んできているというように思っております。さまざまな給付などに対応できるようになっておるというようなことであります。

ただ、社会保障制度が持続可能なものにならんといけると、この世界に冠たる我が国の社会保障制度を持続させていくということが大事でありまして、ここで終わらせるわけにはいかない。消費税のアップということで国民会議が開かれて、そこで社会保障の専門家がいろいろ議論をして大体の方向を打ち出すわけでありまして、私がここでそのこの憲法に抵触するのではないかとか、あるいはもっとこうすべきではないかというようなちょっと立場にもないわけでありまして、そのように捉えております。いわゆる制度の適正化を図っていくと、その一番もとの考え方はこの制度が続いていく、持続可能なものとなるようにやっていかなければいけないということであろう

とって理解をいたしております。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、町長がそうした持続可能ということをおっしゃるんで、持続せないけませんので、そのことは持続はしてもらわんと困るんです。ただね、私思うんですけどもね、今の国の方針というんですか、いわゆる不安定雇用、派遣労働だとかそういうことをやっているがために非常に低い賃金で仕事をせないけんということ、そのことからするとね、やはり一方では大企業の中でも以前も繰り返したかもしれませんが、大企業の中でも300兆円くらい近い、250兆円ですか、近いため込みをしてる中で、やっぱり働いているためにはそれだけの対価をやっぱり払っていく、そうするとその中から税も上がりますし、私はそうしていくこと、それと生保を受ける方が主に相談に来られるのは、これは全国ですよ、ここでなくて。来られるのは何かというと失業したため。失業の原因は一体何かと聞き取りされると、ほとんどの方が病気だということなんです。60%を上回ると言ってます、利用が。結局何でそういうことになるかということ、サービス残業をやる不安定雇用、そのためにそういう状況に置かれるんですよ。ですからきちんとね、町長おっしゃるのは国の施策をどうこうするということはできんと思いますが、認識していただきたいのは、国はやっぱりそういうきちんと対価を払う、そういうことをやれば十分削減しなくても生保の人に国としてのお金が入るわけですから、いけるということを一応言っておきます。それは、それとして、次、移ります。

審査請求書の提出はあったかということはないということなんです。それで、じゃあ周知はどういうぐあいにされているんでしょうかといいましたら文書に記載しているということなんです、その文書に記載するということはどういう文書なんでしょうか。該当いうかね、受給を受けている方に文書でこういうことはできるんですよという改めて文書を出されているのかなのかお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長でございます。文書でといいますと、生活扶助費の決定通知を出させていただくときに、一番下の段にこれに異議がある場合は、鳥取県知事に対して62日以内にそういう審査請求をすることができるという文章を入れさせていただいております。それは全ての文書、その決定通知や額の改定通知のときは入れております。それとあわせて、生活保護が始まったときにその権利と義務の説明をさせていただきます。そのときにもそういうことができると、審査請求ができる旨の分は文書をつけて冊子でお渡しをさせていただいております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 2点ほど聞くんですけど、答弁は合わせていただければいいんですけども、いわゆるその文書を出されて、その後で直接来られんにしてもどうということなんでしょうかとこの問い合わせがあったのでしょうかということが一つと、それから先ほど町長の答弁で町単独のセーフティーネットの施策をどうでしょうかということをお願いしたんですよ。その中でローワークに職員を配置しておいて、それで身近なことは職員に相談してほしいということだったんですけど、これはどこの課のどの職員に相談を持ちかけても対応されるのでしょうか、この2点をお聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長です。審査請求の関係の問い合わせがあったかということでございますけども、このたびの改正につきましての問い合わせはなかったというふうに思います。

それと、町単独のセーフティーネットの件につきましてですけども、一応役場の職員に聞いていただけたらもうそれを関係各課に、本人さんが中身が余り詳しくなくてもきちんとならなくていいので、それを担当各課がまた調整しながら相談に乗っていくというようなことはやっていきたいと思っております。やっていきたいと思っておりますし、そういうふうに職員も思っていると思っておりますので、そこは御理解をお願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 所長に伺います。いろいろ報道を見るとあるんですけども、窓口で生活保護を受けたいと行くと、まず言われるのが仕事、就労案内をしますからということがまずその大前提だということなんですね。それは仕事はいいことなんですけども、ところが、この所長の例じゃないんですよ。全国で言うと、いわゆる最低賃金にも満たないようなところを紹介されて、それで断ったらそんなわがまま言われるとちょっと難しいですねというような脅迫とは言わないですけどそういうことを言われていくと。それが非常に賃金が低い。しかも自分の体としては無理なような状況でもいわゆる現場の激しい仕事をやらにゃいけんというね、そういう状況があるということなんですけども、窓口に来られた方に対してのどうでしょうか、実情を聞かれて健康状態に反映した方でね、それを認識されているいろいろ相談に乗られるのでしょうか、最後にこれだけ。

○議長（青砥日出夫君） 福祉事務所長、頼田光正君。

○福祉事務所長（頼田 光正君） 福祉事務所長です。生活保護の相談に来られた方につきまして

は、実際に言いにくい部分もあるかもしれませんが、その世帯の方の状況を詳しく聞き取りをさせていただきます。その中で、健康状態も確認をとらせていただきまして、どこら辺が悪いのかとかこの病院にどういう内容でかかっておられるのかっていうようなこともお聞きさせていただきますまして、最終的にはそこのお医者さんに就労が可能かどうかとか、実際に短時間でも就労ができるかどうかできないのかというようなことも確認をさせていただきますまして、その方に合った支援を、就労ができればそれに合ったような短時間でもできるんだったらそうですし、今、状況的に余り働くのがよくない場合は、病気をしっかり直していただいて就労につなげていくというようなケース・バイ・ケースの対応をとらせていただいております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 生活保護で最後に1点だけ言っておきます。答弁はいいですよ。皆さん、町民の方で見ておられる方があればぜひ認識してほしいなということをいいんと言います。生活保護基準の影響はね、受給者ばかりでないんです。いわゆる所得の関係することと言いますと、住民税が非課税から課税を受けるようになるという場合もあります。そうすると医療とか介護だとか保育などに負担の増加が起こるということ。

それから、最低賃金のこれ抑制にも影響すること。それから、就学援助の利用が非常に難しくなるということもぜひ町民の皆さんも認識していただきたいということです。

そこで、次に学童保育に移ります。私は、先ほど町長の答弁ではいわゆる学童保育の基準というものをじゃあ条例をね、ちゃんと定めるということを国でやるんだということなんです。年内に省令でこれを決めると、それが決めた段階でここを具体化されるとそういう考えでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。年度内に示されるということなのでそれを見まして、南部町の状況を見ながら定めていきたいと思っています。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先日、私、ひまわりというんですかね、旧西伯の、プラザ西伯でやっているところ、あそこを見ました。そこで見たんですけども、その中でいわゆる保育の場所と内容なんですけども、学校が近くなんですけども、できれば学校の近くがいいわけなんです。見ますと、この国の検討の中では学校の敷地でもいいと、学校の校舎の一部、空き校舎でもいいよということだったんです。

今、ここを見ますと、いわゆる今の審査がやってる中で、地方のですよ、専門家がやってる中ではトイレ、それからちょっとした台所、それから安全な遊び場の確保、それはどういうことか

と、安全な遊び場というのは何かというと、床のかたさ、それから壁、これについてやっぱり十分検討すべきだということだったんです。

そこで聞くんですけども、先日、プラザ西伯行きましたら2階はひまわり何とかってなあって、床はタイルで非常にかたいわけですね。で、畳が敷いてありました。それから、壁は何か子供が当たると穴ぼこがあいて当ててあるというようなことだったんです。もちろん強度のこともあるんですが、そういうことも十分考慮してやるべきだと思うんですが、1点だけこうおっしゃった指導員の方が、子供専用のトイレがあるんですけども、それでもまだ高くて、男の子がおしっこするとき背伸びしなくていけないような状況だということなんですよ。そういうことを思うとやはりきちとした施設とかそういうものを考える必要があると思うんですけども、構想としては、もしあるんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。今、プラザ西伯を利用しておりますけども、もともとそれ用に建てられた建物ではございませんので対応してないところもあるかもしれませんが、今のところ建てかえとかっていうことは考えておりません。改めて新しく建てるということも考えておりません。これから学校の様子とか保育園の様子とか変わってきますので、それを見ながらまた、今は建てかえは考えてはいないところです。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） もう建てかえは相当な大きな金がかかりますので、改修、改良ですね、それぐらいはやっぱり課題として上げていただきたい、それは要求しておきます。

それから、指導員の方のいわゆる2時から出られて、それで、子供が実際来るのは下校時間の3時から来るんですけども、その間なんですけども、もちろん準備とかそういうことあるんですけど、問題は指導員の方がローテーションを組むのに非常に苦労するんだということなんですけど、これローテーション組むことはやはり行政側がきちと指導してやるんじゃないでしょうか。聞きましたら指導員の中で相談しながらやってるということなんですけど、行政がやはり指導してやること、このことではないでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。運営はなるべく指導員の方に自主的にやっていただくようお願いしております。相談をいただいてこういうときはこうしたらいいってことは一緒に考えておりますので、これからも相談していきたいと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） ぜび、やはりそれぞれ正規雇用で、時間が朝から夕方までということになっておりません現状ですから、やはりちゃんとローテーションは行政のほうから入ってもらって確立していただきたい。そのことを要求しておきます。

それから、先ほど町長のほうから対象学年はいわゆる国のほうは6年生まででもやるべきだよということ言ってるんですけども、町長は1年から3年まで現状であって、それ以降はボーイスカウトだとかあるいはスポ少などがあって、そこまで考えないということなんですけども、実際ボーイスカウトあるいはスポ少に入っていない児童もいると思うんですよ。その子たちの扱いをどういうぐあいに考えておられるか、町長、お聞きします。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。今、実際にはもう習い事に行かれる子供さんとか申し込んでおられても日によっては少ない日とかございます。4年生以上になって御相談いただければ預かれるかなとは考えておりますけども、特別な事情ってことがありますので、相談いただければなと思っています。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 課長の答弁で町長の答弁なかったんですけども、いわゆる特別な事情、いわゆる習い事もしてないという方については受け入れるというぐあいに私理解するんですが、それでよろしいでしょうかということの後でまた答弁してください。

私はここで一つ大きく上げたいというのは、いわゆる指導員さんの待遇なんですよ。でね、私は指導員さんの待遇ということで見ますと、やはり今はパートというんですか臨時パートというかそういう形ですね、当然全員とは言いませんが、やはり常勤という形できちんと非常勤ではなくて常勤という形で専任制にするべきだということなんです。そういう方をやっぱり複数配置するということ、それから指導員の方が安心して働き続けられるそういう労働条件、つまり何かと言いますと、一定の報酬はやっぱり出すということ。すべきだということ。それから、指導員の方が専門性を向上させるために研修に積極的に派遣していくということ。もちろん公費ですよ。これ、そうして体系を確立していくということ。このことをやっぱりやるべきではないかと思うんです。その点についてはどう考えておられるんでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 町民生活課長、仲田磨理子君。

○町民生活課長（仲田磨理子君） 町民生活課長でございます。勤務時間が4時間ということになっておりますので、町ではパート職員ということで時間給をお支払いしている現状でございます。研修につきましては、年に1回か2回か参加していただくようにしておりますので、これはも

ちろん町費で旅費を出します。米子のほうに研修に行っていていただきますので、出してあります。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） もう時間がわずかですが。ここに私は児童福祉法の改定と学童保育ということで、6点ほど上がった文書があるんですよ。

それは、まず1点は対象児童を6年生まで引き上げるということなんですね。

それから、2つ目は、国や都道府県、市町村以外が学童保育を実施する場合には市町村に届ける必要があるということなんです。つまり、いわゆる公的なことを裏づけてやりなさいよということを通してと思うんです。

3つ目として国としての学童保育の基準を省令で定め、市町村は国の定める基準に従い条例で基準を定める、これは年内に省令が出たらそれでやるということなんですね。

次に、このところなんです、同じ3の項目の中で、指導員の資格と配置基準は国が決めた基準に従って市町村の基準を定める。いわゆる最低基準とする。それ以外の基準、開設日、開設時間、施設の基準などは国の基準を参酌する、いわゆる参考にして基準を定める。ただし基準は児童の身体的、精神的、及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない、このように書いています。

それから、次、4つ目が、市町村長は条例で決めた基準の維持のために実施者に報告を求め、検査などを行う。このように入ってます。つまり、行政が1点、ただ検査というのは点検ばかりじゃないですよ、相談にも乗るとのことですよ、あくまでも。

それから5番目、市町村は余裕教室等の公有財産の貸し付け等を積極的に行い、実施の促進を図ること。

それで6つ目、最後として、市町村は保護者が必要な利用ができるように情報の収集、提供、相談、助言、あっせん、調整などを行う、このように6つが提起されております。このことを十分踏まえて、今度条例つくっていただきたいということをおきます。

それから、もう一つなんですけども、全部の子供たちの受け入れができますかということをお願いしたんですけども、特別な事情だということだと思えるんですけども、つまり、祖父母がおった場合は、何でもそのまま自動的に受けないという答弁だったと思います。

でね、私は祖父母があっても安全面は確保できるかもしれませんが、家に。ところが、今、少子化によって集落では友達がいないんですよ。帰っても友達がいなかったら子供としての正常な発達ということに対しては、やはりマイナス面があるんじゃないでしょうか。昔は、集落にたくさ

ん子供がおって、いわゆるがき大将っていうのがおってね、よいことばかり、悪いことも習いましたが、しかしその中で集団的な人間としての生き方、そういうものをやっぱり学んで大きくなったと思うんです。私自身が立派な人間とは言いませんが、そういう中で育ってきた、これがその村の秩序というものを守ってきたと思うんですよ。そういうことから言えば、仮に祖父母がおられてもやはり学童保育、お願いしたい、サービスしたいという方は、やっぱり積極的に受けるとのことじゃないかと思うんですが、どうなのでしょう。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。議論の中でおっしゃっておられます、子ども・子育て関連3法は非常に私どもも注目しております。他議員も一般質問の中でありますように、少子化対策の特効薬になるのかどうかということで、重要な案件であろうというぐあいに見ております。実施時期が27年の4月でございますので、町としましてもできるだけ早く情報を収集して、26年度中にできる限りの条件をそろえたいというぐあいには思っています。

御存じのとおり、国はこれに対して1兆円のお金を投下し、働く女性やこれまでの、今言われたように地域の子育て力の低下を何とか補おうというぐあいには言っています。ただし、その中の7,000億円は消費税のアップ分を見込んでおるといような状況でございます。消費税のアップがどうなるかということはまだ発表がありませんけれども、そういうことも踏まえて、そしてお互い幼児期の学校教育も含めておるといような壮大なものでございますので、町としましても今までの一元的な保育だとか、それから放課後児童クラブのあり方についても、確かに国のほうは6年生までというぐあいには言っていますけれども、その中にはやはり働くお母さんだとか、それから介護が必要な困っておられる御家庭の支援という言葉は文言は今でも入っている状況でございます。今、審議会の中で審議を十分に見詰めながら他市町村や他府県に劣ることのないような制度をつくっていかうと思っておりますので、どうぞ御了解くださいませ。

○議長（青砥日出夫君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） もう、時間がありませんが、先ほど、副町長がおっしゃって、財源的なことからいって、立派なものをつくりたいけれども財源も限られている中で、その中で有意義なものをつくらうという考えだと思うんです。

その中でちょっとおっしゃったんですけども、消費税の絡みですけどね、これ生活保護の中でも言うのを落とすとしたんですけども、実は今の状況でこっだけ先ほど削減された上に、諸物価、いわゆる日常品も上がってきますね、いわゆる円安の関係で。そこに持ってきて消費税が上がったらいよいよもってこれね、どうすりゃいいのという状況になるってことは明らかだと思う

んです。私は、やはり町単独の財源の許す限りですよ、セーフティーネットをつくり、そしてまた子ども・子育て支援の関係から学童保育の充実、このことをやはり基本に据えて、まちづくりを考えていただきたいと思います。

そこで、もう時間がありません。最後につけ加えます。「もっと知りたい！今年の仕事」、これありますね、各家庭に。これ24年度、25年度版はまだだと思うんです。その中で、ある町民、町内の方が言われたんですけど、終わりのほうに、南部町職員構成表というのがあるんです。これずっと操ってみますとね、正職員はもちろん載っていますが、非常勤の職員でも載ってるんですけども、この中で板祐生記念館、それから西伯文化会館、宮前児童館、宮前隣保館、そのようところで非常勤の方。小学校の方も載ってます。

ところが、こういう施設で施策であるんだけど、学童保育は一つも覧がないんですよ。これは学童保育というのはこれはあれですか、町の施策の中にないんでしょうかと言われたんですよ。私は、これを聞いてね、そうかと、はっとしたんです。私は、こういうことでやられると、やはり学童保育は軽視されてるんじゃないだろうかなというぐあいに見られるし、私もここに載ってないということが、つまり脇に置かれてる施策ではないだろうかなと、このように考えるんですよ。

で、町長、最後、どうでしょう、学童保育のうちの重要な施策の一つであるということをおね、どうでしょう、言ってもらえませんか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。学童保育も町政の重要な施策というふうに思っております。総括的にちょっとお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、今、子ども・子育て3法というような副町長も話しましたけれども、国を挙げて、いわゆる待機児童の減少だとかなくするとか、あるいは学童保育の問題も含めて大きな課題として取り組んでおります。それをするには全てお金が要るんだということで、これはつらいとこなんですけれども、消費税の増税と絡めて、もうそういうことを前提にしてそのようなことが進められようとしております。なかなか反対しにくいという状況になっております。

特に、子育て支援ということはもちろん大事なんですけれども、いわゆる少子化ですね、人口減少、あすもまた通告いただいておりますけれども、こういう問題に対してどのようにするのかということで、その総合的にプロジェクトチームをつくって町内でいろいろ検討をいただいております。そういうものを個別に一つわって出すのではなくて、ある程度パッケージにしてまとめてお示しができるようにやりたいと思っております。

そういう中で、来年度の予算でそういう対応をしたいと思っておりますけれども、そういう中で放課後児童クラブもはっきり位置づけをして、これはこうしたいというものを打ち出したいと思っております。決してそのいいかげんな扱いにしているということではございませんので、よろしく願い申し上げます。

○議員（12番 亀尾 共三君） 以上で終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上で、12番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長（青砥日出夫君） ここで、休憩に入ります。再開は2時45分。

午後2時28分休憩

午後2時45分再開

○議長（青砥日出夫君） 再開いたします。

続いて、13番、真壁容子君の質問を許します。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより、2点にわたって質問いたします。まず第1点、ゆうらく無償譲渡問題を問います。6月議会で議決されたゆうらくの無償譲渡に対し、住民からは町長の権限を行使し、一法人への利益誘導ではないかとの声が上がっています。町から見ても現行の指定管理で財政的な問題もない。なぜ町の財産を法人に渡さないと町の福祉の増進が図れないのか、このことが甚だ疑問でもあります。その上、さきの臨時議会では土地売却に当たり、町の瑕疵が監査で指摘され、土地売却議案の再議決という事態をもたらしたことについても、町と町長の責任を明確にせず、軽微なことと平然と言うに当たっては、余りにも不誠実だと指摘しなければなりません。町民の利益を守り、公平な町政を求め、ゆうらく無償譲渡の問題点を質問し、町長に見解を求めたいと思います。

まず第1点目、平成24年2月27日付、行政財産用途廃止決議書の添付資料が情報公開申請で公開されなかったということについて、情報公開条例の立場から町の見解と責任を問います。2点目、平成24年3月議会での土地売却の議決に瑕疵があったことを承知で、同年6月に売買契約を締結したことについて、町の見解と責任を問います。3点目、従来から町の所有地であった2区画の土地代金が売買価格に入っていない、このことについての町の見解と責任を問います。4点目、町長の権限を行使した一法人への利益誘導ではないか、この町民の声に町長はどのようにお答えでしょうか。5点目、町が立ち上げた法人の公平性を今後どのように住民に示そうとしているのか。

第2点目、地域振興区制度を問います。地域振興区制度について今でも相変わらず住民からは、何をしているのかわからないとの声があります。去年に、私たちは選挙前に住民アンケートをとりました。その中でも地域振興区制度についての疑問が一番大きく出ていました。住民の負担が大きい、会社勤めだとかなりの負担で参加するのが大変だ、行政の下請制度とほかならないのではないか。昔の村単位で合併で出たリスクを負わされている感じだ。必要がないと思う。これまでも地域でできることはしてきている。今、振興区がなくても支障がないのではないか。以前は部落で協力してきたことだ、税金はほかのことに使ってほしい。5年間で5億を使っている政策ではないだろうか、お金の使い方を議会でもしっかりと検討してほしい。このような声が出ていました。最近でも、町を歩いていますと少なくとも議会で地域振興協議会、振興区制度のことを問うてほしいという声が上がっています。この立場から、改めて今回地域振興区制度についてお聞きし、今後、住民自治の立場からどのようなまちづくりがいいのかを提案していきたいと考えています。

まず1点目、各振興協議会一括交付金に占める人件費の比率を問います。第2点目、同交付金に占める町委託事業の割合を問います。3点目、地域振興協議会に指定管理させることにより、施設管理費がどのように変わってきたのでしょうか。第4点目、集落支援を置いています、今、特別交付税をもらった集落支援員と一緒にどのような集落支援が行われているのか、この点についてお聞きし、再質問したいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 真壁議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

最初に、情報公開についてでございます。南部町の情報公開につきましては、情報公開条例を制定し、広く公文書を公開しているところであります。南部町情報公開条例の第1条にあるとおり、町政に関する情報に係る町民の知る権利、及び町の説明責任を全うして町民と信頼関係を深めることで開かれた町政を実現するために、積極的な情報提供及び情報公開を目指しているところでございます。条例の趣旨にのっとり公文書につきましては、個人情報などの非開示情報を別にいたしまして、全て町民の皆さんに開示していくというスタンスで、全職員に日ごろから書類の作成、保存までを指示しているところであります。しかしながら今回、議員の情報公開請求に対して一部公開されなかった文書があったと御指摘をいただき、調査をしたところ漏れがあったことは事実でございます、大変申しわけなくおわびを申し上げます。

原因につきましては、受け付け段階でしっかりと聞き取りをすることが不足をしていた、すなわち求められる書類の確認に不足があったこと、また職員が、文書は一連であるという認識が不

足していたことから、請求された事項のみに関係する部分を公開していたことが上げられます。今後このようなことがないように、再度の徹底を図るとともに、確認を十分に行って業務を進めるよう指示いたしましたので、御容赦を賜りますようお願いいたします。

次に、ゆうらくの関係でございます。平成24年3月の議案で、ゆうらくの土地の譲渡については施設用地が34筆、面積1万4,431.27平方メートル、1億7,155万6,768円で売却すると説明していました。実際には、ゆうらくの正しい敷地面積は1万4,629.19平米でありました。ゆうらくの敷地は、平成15年3月に土地開発公社から購入したときの土地売買契約に記載内容が全てであると担当者が思い込み、旧落合公民館の敷地2筆197.2平米を議案から漏らしておりました。そのことはさきの臨時議会で御説明をし、おわびを申し上げたとおりであります。

なぜ、そういうことがありながら売買契約を締結したかということでございます。その理由の1点目として、町としては町、伯耆の国、町民にメリットのある一部売却ではなくて、土地と建物を一体として全部伯耆の国に譲渡すると説明をしてまいりました。24年3月に議決をいただいた議案はゆうらくの敷地全部を1億7,155万6,768円で売却することを御承認いただいたもので、一部売却ということではございませんでした。議案の面積に誤りはありませんでしたが、説明した趣旨に誤りはなかったということでございます。

2点目は、ゆうらく敷地の県道沿いの一角に法勝寺小学校跡地の碑が設置してあり、議案から漏らしていた旧落合公民館用地、197.92平米でございますが、これと学校跡地の石碑、223.28平米でございます、面積もほぼ同じであり、石碑は伯耆の国で管理すると言っていたことから、伯耆の国として実際に利用できる面積は議案とほぼ同じであることから、旧落合公民館用地を含めて売買契約をさせていただいたということが理由でございます。

もっと早くに御報告を申し上げるべきでございましたが、土地の譲渡を急ぎ、グループホームの建設を急ぐことが必要であったこと、全部譲渡ということにはいささかの变化もないことから、後ほど報告をさせていただくことで理解いただけるものと考えてまいりました。

職員からもその後の相談もなく私も失念していましたが、平成24年度の決算審査をいただく時期となり、監査員さんに時間をとっていただき、事情を御説明いたしました。監査員さんから、瑕疵があったなら報告ではなくて正しておくべきではないかという御指導をいただきまして、さきの臨時議会で議決案件の訂正を提案しまして、議決をいただいたということが今日までの経過でございます。御報告は遅くなったことに改めておわびを申し上げ、今後においてはこのようなミスがないように職員ともども肝に銘じまして、事務の改善を図っていくことで責任を果たし

たいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、旧落合公民館用地の2区画が売買価格に入っていないのではないかとありますが、旧落合公民館用地であった2区画は売買価格に入っております。先ほども説明しましたとおり、ゆうらくの用地全体を売却すると説明した中で、議案を提出して承認をいただきました。売買価格1億7,155万6,768円は旧落合公民館用地の2区画を含んだものでございます。

皆様に御理解をいただくために、もう少し詳しく説明をしておきたいと思います。町は、平成15年に土地開発公社からゆうらく建設のために土地を購入いたしました。その内訳でございますが、用地取得費が35筆1万4,629,190円でございます。これを8,603万5,064円、そして補償費6,516万3,456円、工事費900万7,950円、測量費905万9,400円、利息、手数料など647万898円でございます。土地開発公社は旧落合公民館用地の費用は支払っておりませんが、購入した35筆とあわせて土地造成を行い、完成した土地を1億7,573万6,768円で町に引き渡しをしました。土地の所有者と交渉して補償を行い、土地を購入し、造成工事をして、町にゆうらく建設用地という一つの土地にしました。旧落合公民館の移転補償費として約1,300万円を落合区に払っております。

ゆうらくの敷地は誰が見ても、堀や柵で覆われて一つの完成された製品となった価値が幾らかでありまして、旧落合公民館の地代が幾らだったという話ではございません。町に損害を与えておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

次に、町長の権限を行使した利益誘導ということでございますが、ゆうらくの譲渡で一般競争入札することによって、町民が不利益をこうむることがあってはならないと考えます。譲渡で最終的に利益を得るのは町民であると考えます。

まず1点目として、伯耆の国設立の経緯で、在宅サービスを提供してこられた西伯町の職員、そして西伯、会見両町の社会福祉協議会のヘルパーさん、地方公務員としてお勤めの寮母さんにも一斉に職場を退職して、伯耆の国に身分移管をしてもらいました。この職員の中には多くの町民もおられます。ゆうらくという働く場が他の法人に渡れば、失業ということも起き、不利益を与えてしまいます。

2点目として、伯耆の国は、町が1,000万円出捐して設立した法人であります。ゆうらくの施設が他の法人に渡れば、法人解散ということも考えられます。解散になれば1,000万円は国のものになり、町の税金の使い方として損失となります。

3点目として、伯耆の国は全国でもトップレベルの介護技術サービスを提供している法人です。他の法人が運営してサービスの質が低下すれば、町民として不利益をこうむることになります。

ゆうらくの運営は伯耆の国にしてもらうことに意義があり、最終的に町民が利益を得ることになると考えております。

次に、法人の公平性についての質問であります。伯耆の国の設立の経緯から、施設の譲渡について、他の社会福祉法人と同じ扱いをしていません。町が設立した法人を育てる段階でゆうらくの譲渡を随意契約でしたことは、公平性に欠けるという概念に該当しないと考えております。むしろ、一般競争入札をした場合に、職員の雇用の場が失われる可能性もあって、そのほうが町としての社会的信用を失うこととなるでしょう。また、伯耆の国は、県が指導監査して情報公開しておられますので、その運営について町で監査をする必要はないと考えております。賃金の決定、人事考課、人材の選別、雇用の削減などさまざまな場面で、従業員に対して公平性をアピールする必要があるのではないと考えております。

次に、地域振興区の制度についてでございます。地域振興協議会は相変わらず何をしているのかわからないという声があるという議員の意見でありますけれども、私はその活動を見る限り、地域振興協議会は町民の皆様暮らしにしっかり根づいてきていると感じております。例えば、青パトによる地域内の安全パトロール、各種のスポーツ大会の開催、地域が一体となった高齢者の見守り活動、マコモタケや山菜、木炭、古代米などの農林産物を活用した地域特産品の開発、収穫祭や文化祭などのイベント開催など、私たちの暮らしの中に地域振興協議会の活動が大きくかかわっており、そのことが暮らしの安全や地域の住み心地の向上につながってきていると考えております。加えて、それらの事業は住民の皆さんから成る各部の部員さんや集落の皆様力を結集して成立しているところであります。これらのことは、都度、地域振興協議会の広報誌やホームページ、町報、各種マスコミなどで広く広報されておりますことは、町民の皆様自身が御承知なさっておられます。

最初の質問であります一括交付金に占める人件費の比率であります。平成24年度決算の金額で申しますと、7つの地域振興協議会の交付金総額は5,293万1,000円、そのうち事務局員の人件費は2,904万3,000円、交付金に占める割合は54.9%です。この事務局員人件費につきましては、国の集落支援員制度として特別交付税でルール化されておまして、その全額を交付していただいておりますので、実質町の負担はございません。

次に、同交付金に占める町委託事業の割合でございます。平成19年に地域振興協議会が発足しました際に、それまで町が実施していた事業のうち、地域に密着した活動であり、地域振興協議会で実施していただくほうがより効果的であると考え、地域振興協議会にお願いした事業が3つあります。それは行政文書の配布と地区公民館事業、そして敬老会の開催です。これらの費用

は地域振興協議会発足時に新規に発生したのではなく、以前から町で予算化して個別に支出していましたが、地域振興協議会の発足後、振興協議会交付金の中に振りかえたものでございます。これらにかかる費用の総額は1,511万5,000円で、交付金総額の28.6%でございます。

次に、振興協議会に指定管理に出しているわけですが、施設管理費がどのように変わったかという質問でございます。御指摘の4施設につきましては、指定管理を行う前の3年間の費用の平均をもとに指定管理費を算出しております。ふるさと交流センターにおきましては、指定管理前の費用が375万9,000円、平成24年度の指定管理費決算額が354万6,000円で、21万3,000円の減となっております。おおくに田園スクエアにおきましては、指定管理前の費用が413万3,000円、平成24年度の指定管理費決算額が312万3,000円で、101万円の減となっております。公民館さいはく分館におきましては、指定管理前の費用が395万8,000円、平成24年度の指定管理費決算額が424万3,000円で、これは28万5,000円の増となっております。えぶろんにおきましては、指定管理前の費用が148万6,000円、平成24年度の指定管理費決算額が110万円で、38万6,000円の減となっております。

なお、これらの施設は指定管理前はいずれも町の職員が管理を担っておりましたが、その人件費は先ほど申し上げた指定管理前の費用には含まれておりません。

次に、どのような集落支援が行われているのかということでございます。協議会の会長以下役員の方たちが直接各集落に出向き、集落の課題とその解決について話し合う集落座談会の開催や、各集落からの行政要望の取りまとめと進捗のチェック、各集落内の点検、個別集落からのさまざまな相談、対応などの集落支援は地域振興協議会の活動の中で必須の取り組みであります。

また、地域のさまざまな課題の解決は単一の集落で自己完結できないものが多くあります。具体的には冒頭に述べました取り組みが上げられます。そして、これらの解決に取り組むためには、旧村や小学校区単位のエリアで連携して取り組むことで成果が上がるということは、本町でも地域振興協議会の活動を通じて実証済みであると考えております。この考えは国も同様でありまして、近年南部町を初め、全国各地で住民主体の自治組織が誕生するに伴い、総務省からも集落対策を講ずる際の基本単位としては、地域の実情に応じ施策を実施、検討する場合に最もふさわしい基本的な地域単位を柔軟に設定して差し支えないことと、地域単位の設定の例といたしまして、1つ、いわゆる集落などから、2つ、行政区、町内、大字とか字、3つ目には地域協議会、地域振興会などの組織、4つ目には小学校など最も適切な地域単位を対象とすることが適切であると

いう旨の通知が参っております。このことから、集落支援とは本町の各地域振興区をエリアとした防災コミュニティの活性化、農林業などの産業振興、環境保全、地域福祉などの活動そのものであるということをお理解いただけるのではないかと存じます。

具体的に一つ紹介をいたします。先週の土曜日、9月7日に賀祥で独居高齢者が行方不明となられて、翌8日にかけて消防団、警察、地元の皆様、地域振興協議会の皆様など100名を優に超える大捜索隊で捜索が行われました。結果は法勝寺川の能竹地内で最悪の状態で見つけられましたけれども、振興協議会の皆様は川の中の草刈りをされて早期発見に大きな役割を果たしておられます。これは町から要請したものではなくて、役員さんたちが自分たちのこととして取り組まれたのですが、賀祥のお方からも、御家族の方からも大変感謝をされておりました。このように小さな集落の限界を広げて、安心して住み続けることのできる地域づくりに頑張ってくださいまして、施策が有効であったと自信を深めているところでございます。以上でございます。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 第1点目、ゆうらくの無償譲渡の問題で、情報公開申請で公開されなかったことをお認めになっていらっしゃいます。先ほどの理由が町の職員が気がつかなかったこと、一連の文書だと思わなかったことだというのですが、私はこれは成り立たないと思うんです。

聞きますが、この情報公開の決裁規定では副町長がすることになっていますが、この2月27日付の一連のゆうらくに関連する情報公開をしたときの決裁したのはどなたですか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。このときの決裁は町長が行っております。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そうですね、このときの決裁は町長が行っているんですよ。町長人ごとのようにおっしゃいますけれども、職員が、もし仮にどうして議会が、今回の土地問題も一緒ですけども、皆さんが、課長も複数の課長も含めて稟議を回しているかということ、一職員の誤りを見つけるためと違うんですか。その時点で、情報公開の時点で少なくとも文書に、一面に關係どう書いてあるかということ、關係図面があると書いてあるのに、その文書がなくて誰も気がつかなかったということですか。ちなみにこの文書が2枚なかったというのは、34筆を証明する文書だったんですよ。

再度聞きますが、5月27日、5月11日、あなた方が2区画が入っていないと知ってからの情報公開なんですよ。ちなみに担当課長はそのときの委員会で持っていると言います、そこにあ

ると言ったから出せと言ったんですが、出しませんでした。そのときの私の印象は、そうか、決裁は全部副町長と書いたのだけでも、情報公開の決裁は町長がするのか、町長、そうであれば、あなたは全部自分の判を押した文書が出ていないことに気がつかれたんじゃないですか。

私の問いにお答えください。情報公開を出さなかったのは決して職員が間違っていたのではなく、関係する2つの文書を出さなかったというのは、町長、あなたが決めたんじゃないですか。もし決めていなければ、あなたの責任ではないですか。漏らしたということが人ごとではなくって、自分が見落とししたと言わなければいけないのではないですか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。先ほど真壁議員が出てない図面、ものが、図面と2枚と言われたんですが、情報公開のこちらのほうに出した控えがございますが、図面は出しております。一覧表と図面と情報公開の決議書、この3枚を出してると思います。なかったのは、決済文書がございませんでした。稟議の行っています起案があって、それを稟議して決済をとっている文書が表面についてるわけがございますが、この文書が出してなかったと。これは先ほど町長の答弁もありましたが、担当のほうの情報公開、行政財産用途の廃止決議書をいただきたいところではございましたという解釈をして、この決議書の部分だけを出したということでございまして、決して隠すとかそういう意図で決裁文書を漏れていたものではございませんので、よろしく願いいたします。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この件については言い合っても仕方がないんですけれども、課長に行政財産用途廃止決議書しか出ていませんでした。それで、どうして1枚しか出ないのかということもお聞きしてきたところなんですけれども、少なくとも、聞きます、総務課長でも町長でもいいです。情報公開の決裁というのは決裁規定で副町長になっているけども、情報公開、全部町長がしているんですか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。決裁規定で、一応決裁の場所は決まっているわけがございますが、それから上に上がる分もございます。見ていただいた方がいいということ判断の中で、本来は決裁のところとめるべきであるかもしれませんが、通常の場合でもその決裁を超えて見てもらうことがございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） わかりました。ということはこの行政財産用途廃止決議書で漏れ

ていたことについては、これは町長が決裁していたということですね。それは確認しておきます。少なくとも漏れていたことについては、町長は職員が一連の文書だと思っていたという、そういう理由で職員のせいだということなんですね。それも確認しておきました。そういう答弁はないと思うんですけど。

次です。次の文章です。次の2点目です。この点に当たり瑕疵があったことは、町長はこの間の臨時議会でも軽微な瑕疵だと言っていたんですけども、私は軽微かどうかちょっと別にして、私も町の仕事がわかりませんから、財務規則やその他についてお伺いしていきます。普通財産と町の財産を譲渡や渡すときには、財務規則第220条では事前の合議が要ると書いてありますが、事前の合議はいつなされたんですか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。220条のところで、あらかじめ財政担当課長に合議せねばならないとございしますが、これは決裁の回す分の中で合議なりますので、私のほうに回ってきております。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回ずっと一連のことで、瑕疵があるから事務的な手続でどう問題あったのかということ、なかなかこのもんだと言うてくれないから聞いてるんです。だから、あなたから来た事前合議の来たというのはいつ来たんですかって聞いてるんです。いつしたのかって聞いてる、誰と。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。24年の2月27日に行政財産の用途廃止のほうの決裁のほう、なっております。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） わかりました。役所の用語では、こんなふうに稟議して回したことを合議というわけですね。話し合ったわけではなくって、回したことを合議というということですね。あらかじめ書いてあるんですけども、そうじゃなくて、あなた方が言ってるのは、2月の27日にしたことを合議したと。この時点では合議内容は33筆だったわけですね、その確認です。その後、5月11日譲渡申請、5月16日決議書が出ています。財務規則249条に照らして、この時点で処理なされたと思うんですけども、この時点では何筆だと自覚しておられたんですか。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

- 健康福祉課長（伊藤 真君） 36筆でございます。
- 議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。
- 議員（13番 真壁 容子君） そうですね。5月11日、5月16日は財務規則249条の手続にのっとっておれば、36筆で書いていらっしゃる、面積もここで変わっていますよね。これは5月16日です。次の6月1日までの契約の間に2週間以上ありました。どうしてここで、直さなかったんですか。直さなくっても、待ってくださいよ、あなた答えるの違うんですよ、町長ですよ、直さなくともこれは契約できると思ったんですか。（発言する者あり）町長です。
- 議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。
- 健康福祉課長（伊藤 真君） 先ほど町長が答弁したとおりでございます。
- 議員（13番 真壁 容子君） 一番大事なところを何度も聞かないから聞いてるんですよ。町長です、この答弁。
- 町長（坂本 昭文君） 先ほど答弁しております。もう一遍言わんとな。
- 議員（13番 真壁 容子君） はい。
- 議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。
- 町長（坂本 昭文君） 町長でございます。理由の1点目といたしまして、町としては町、伯耆の国、町民のメリットのある一部売却ではなく、土地、建物を一体として全部伯耆の国に譲渡すると説明してまいりました。24年3月に議決をいただいた議案はゆうらくの敷地全部を1億7,155万6,768円で売却することを承認いただいたもので、一部売却ということではございませんでした。議案面積に誤りはありましたけれども、説明した趣旨に誤りはなかったということでございます。
- 2点目は、ゆうらく敷地の県道沿いの一角に法勝寺小学校跡地の碑が設置してあり、議案から漏らしていた旧落合公民館用地197.92平米でありますけれども、学校跡地の石碑が223.28平米でございます。これは面積もほぼ同じであり、石碑は伯耆の国で管理すると言っていたことから、伯耆の国として実際に利用できる面積は議案とほぼ同じであることから、旧落合公民館用地を含めて売買契約をさせていただいたということが理由でございます、と先ほど答弁させていただきました。
- 議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。
- 議員（13番 真壁 容子君） 町長、先ほどそう述べられたことが、2週間たったけど直さなかった理由なんですか。そんなこと議会に通用すると思っておりますか。議案では違っていたけれども、趣旨が合ったのでよかったということは、今後工事の契約しても、数字は建物は建てるから

建設するけど、数字違った、ちょっとの間違いだったらいいんじゃないかっていうことなんですか。議案っていうのはそういうものですか。であれば、どうして今回、監査の言うこと聞いて直したのかということになりますよね。

そこで、もう一つお聞きしますね、これに関連して。実は、6月1日の契約書の中には、契約の条例ではその中の目的等をちゃんと書かなくてはならないことになっていますが、今回の内容は金額だけで面積を書いていないのはどうしてですか。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。契約書のほうに、第2条、前払い金とあるわけでございますが、土地の面積がないということでございますが、第1条、末尾の土地ということで一覧表つけておまして、そこには内容、それから地番、地籍、それから面積等入っておりますので、面積がないってことにはないと思っております。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 面積がないってことは面積は表示してあるよ。面積の総額が出ていない図面については、落合の659平米も囲んだ図面で契約書がつけられている、そうですか。私たちがもらった資料、そうなんですけれども、何を聞いているかということ、軽微な問題だということなんですけど、軽微な問題であれば軽微でしたと言って、この時点で先ほどのように、平成24年の2月27日にさかのぼって専決することもできたんじゃないですか、町長。

もう一つ、それはなぜかっていうの、もう一つ、24年の決算を出すときに、23年度の決算ですね、9月に議会にかけられた、この財産調書の中にも34筆、誤って書かれていますよね、その段階でもう売却が終わっているにもかかわらず、それが行政財産のまま残されているというのが23年度の決算にあるんですけども、この時点でも議会に対しては事実ではない決算の報告をしていたということになるのですが、あなた方は議会や住民に対して、自分たちのしたことが趣旨に沿っていけば議案に出なくても、違うことをしてもいいというの、町長以下職員の方々が粛々と進めてきたということになるのですか、町長。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。間違ったことをしておりますので、追及されるとつらいわけでございますけれども、先ほど申し上げたように、それが当たり前だということなどは考えておりません。申しわけなかったということで、議会にもお断りをさせていただいたわけでございます。議会の議決というのは、一つは団体意思の確認という面があろうかと思えます。いわゆるそういう執行部の行う行為に対して、議会としていいたろうという、そういう面がある

というように聞いております。

したがって、あの土地全部を売るんだと、1筆や2筆残して売るといふようなことではなくて、あの土地全部を処分をするということを説明してきているわけでありまして、そのことについて議会のほうの御同意をいただいたということであるわけでありまして、間違っておらんが一番いいわけですが、たまたま間違えてしまったということですが、その全部を売るといふことについては、これいささかも変化もないということでございます。軽微なものについては議会が議決をいただいたものと若干違っておったと、軽易なものがあったというときに、専決要件というものをあらかじめ定めておいて、その範囲内なら町長の専決でやいなさいと、そういう趣旨が変わらんかったらいいですよということがございます。この面積についてはそういうことはございませんでしたけれども、そういう団体意思がどこの辺にあるかということを考えて、いいのではないかと、軽易なものというぐあいに判断をしたということでございます。これは後ほど、いずれは報告せんといけんということでもあります。

それから、もう一つ小学校の記念碑の用地が入っております。

○議員（13番 真壁 容子君） 聞いてない。

○町長（坂本 昭文君） 聞いてなくてもこちらは説明せんといけんわけです。

例えば小学校の記念碑の用地を外して旧落合公民館用地を加えますと、25.36平米議決面積より減少します。減少するわけです。したがって、そのトータルの面積よりも減少するということがありますから、大きなものを認定していただいている、その内側の数字ならいいのではないかとというようなことも考えたわけでありまして、それから、減少しますので、町民は不利益にはなりません。それは伯耆の国のほうで買っていて、管理をすると言っていたので、これは町民の不利益にはならんというようなことを考えたわけでありまして、これはいずれ報告はせないけんですが、そのときには報告を怠っておったということでございます。そういうことを考えて進めてきたということでありまして、いずれにしても報告ではいけんのではないかと、間違っておったということなら、瑕疵があったということなら正しておくべきではないかというのが監査員さんの御意見でございまして、その御指導をいただいて先般議決をいただいたということでございます。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は次に進む前に、町長、私はいろいろ考え方の違いとか、ゆるゆるの譲渡がいい、悪いの話があるから、町の仕事を地方自治法や財務規則に照らしてどうであったのかということに絞って話をしているんですよ。あなたがお答えにならないといけんのは、

幾らいろんな考え方があろうと町長というのは職員としての仕事をする以上、地方自治法と財務規則等にのっとって仕事するというのがあなたの仕事と違うんですか。その点から見たらおかしいのではないかと云ってること一つもお答えにならないで、違うことばかり答えているんですよ。少々私は見苦しいというふうに感じました。少なくとも、先ほどの言い分も大したことないけども監査に言われたので出してきたんだって言い方は、私は地方自治法と財務規則を、それと町に法令を遵守して町政を進めていくという町長の言葉からしたら非常に残念だと言わなければならぬし、議会から見ても、議員の一員としてもどうしてこのような間違いが議会の中でも通ってしまったのかという痛恨の思いから、質疑しているわけです。

であれば、その問題を正して、一職員の問題にせず、どこに問題があったかと、町長、あなたの姿勢にあるんじゃないですか、今の話を聞いてたら。あなたがその時点で直すべきだと言ったら、誰も反対しないでしょう。それを大したことではないというのは、次に行くお金が、次のお金を払っても払わなくて一緒だと思っているからそんなふうになると思うんですけども、まず最初に、町長、あなたの姿勢はやはり自治法と財務規則を守る立場に立つべきだし、財務規則等から見て、やったことは間違いであったと、特に行政財産のまま売ってしまったのは間違いだということをお認めになられますか。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。行政財産を売ることはできないわけでありまして、行政財産ではなく普通財産に切りかえて処分をしたということでございます。これもその2筆が、先ほど申し上げたような経過から漏れておったということでありまして。

それから、財務規則などいかげんごとでいいだというようなことを考えているわけではありません。何でわかっとなってやったのかということございまして、そのように考えて判断をしたんだということですが、これは正しい選択ではなかったということで、先ほど来お断りをしているわけでございます。これは本当に申しわけないことだったなとは思っています。今後について、このような疑義が生ずるような対応はしないように、お互いに気をつけていかんといけんということで、責任を果たしていきたいというように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は今後このようなことがあるかどうかは町長の姿勢にかかっていると思っておりますので、あなたが地方自治法や財務規則にのっとって、しっかりとした立場を堅持しなければこのような間違いが何回も起こると思っておりますので、そのことを指摘しておきたいと思っておりますし、この点については町長の責任をお認めになられて、私はそういう意味では町長何らか

の処分もあるべき内容だということも指摘しておきたいと思います。

次の2区画の問題ですが、先ほど当時の土地開発公社も文書を出してきて言ったんですけども、以前にもお聞きしたんですが、その文書の中にどこにこの2区画の用地費が入っているのか。入っていないんですね。どこに用地費が入っていますか。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 先ほども町長の答弁で申し上げましたとおり、土地開発公社としてはその2区画は購入しておりませんが、その上に建っていた旧落合公民館等の経費として一体的な扱いをしたというところで説明をしました。経費として上がっておりますということです。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 何回も言ってるように課長とかじゃなくその当時のこと、何回も言ってるようにこれ、ゆうらくの用地経費に係る経費で、南部土地開発公社に1億7,573万何がしの内訳書いてあるんですよ。この中のどこに2区画の用地費が入っているのかと聞いているんですよ。ただそれだけだ。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 町の所有の土地でございますので、買う必要はございませんので、造成の土地取得費としては入っていないということです。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ということは、次言いますよ、南部土地開発公社1億7,573万6,000円の中に用地費は入っていないということなんですよ。それ確認しました、そうですね、町長。用地費はこの中に入っていないんですよ。上に造成したからといって、よその土地を勝手にもらってきて造成したから自分の土地やって言うてるもんじゃないですか。そんな言いわけ通用しませんよね。

町長はそのことでもって払う必要ないって言うんですけども、次に、この金額を決めたときの1億7,100何万の3月議会の提案理由のときに、植田議員でしたっけ、質疑受けたときの答弁がどんな答弁なさいましたか。1平米、鑑定士に聞いたら、1万1,500円、そうでしたね。3月議会のここに、私、議事録持ってるんですけども、そのときの面積は幾らだったんですか。10万しか変わらないからこの値段でいくことにしたというときには、その時点で2区画の用地費は入っていませんよね。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 2区画をどうしても外さんといけんようにおっしゃるわけですが、もともと町有地だったものを開発公社が金出して買うわけはありませんので、買ったときにはもちろん入っておりません。入っていない。そして、先ほど申しあげましたように測量費をかけた、造成費をかけた、補償費をかけた、金利払ったり、事務費を負荷したり、そのトータルが1億7,000になったわけでありまして。したがって、開発公社が買って造成をしたものと、売るときは全く別物であります、別物。そういうぐあいに考えていただきたいと思います。あなたのおっしゃるようになると、どこまでも間違いが生じるというように思います。やっぱり買ったときと、買ったものと売るのはこれは別物であります、別物。不動産業者などの例を見ても買ったものと、そしてそこに工事費をかけたいろいろなして売ると、これは別に考えていただいたほうが整理がしやすい、このように思います。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長の言われた整理が一般的に通用するのかどうかというところで言えば、私は非常に無理があると言わざるを得ないんですよ。

お聞きしますけども、3月議会にどう言ったかという、なぜ1億7,100万にしたかという根拠、あなたが言ってる、幾らころころ変わってるから持ってきたんですけども、1平米当たり1万1,500円、これでいったら土地開発公社から購入した面積が1万5,290平米だったので、1億7,583万なると、10万しか変わらないのでこの金額でいかしてもらったことにしたと言っているときに、この中に2区画の用地は入っていないわけでしょう。面積が違って入っていないければ、その面積がふえた分だけの土地代はどうなったかと聞くのは、これが一般常識違うんですか。土地造成したら丸めて広がった。

特に町長はどういう立場で言っておられるのか知りませんが、これゆうらくの土地じゃなく町有地なんですよ。それもきちっと書いてある、町の財産として登録してある用地なんですよ。その用地が住民から見たら議会が知らない間に向こうに行ってることになってしまってるんですよ。そんなばかげたことないですが。だから、どなたかの議員も言ったように、どうしてそのことを無償で渡すんだということを正直に言わないのかという指摘も、私は当たってると思うんです。どうしてそこまであなた方が、2区画の町有地をただで伯耆の国に渡さないといけないのですか。

笑い事ではなくて、お聞きしますが、3月の議会にしゃべられた、1万1,500円掛ける土地面積と言ったのは、これはどうなんですか。その時点で2区画入って、そういう説明をして議会の議決に至ったわけでしょう。それ、事実じゃなかったということですか。訂正なさいますか。

○議長（青砥日出夫君） 副町長、陶山清孝君。

○副町長（陶山 清孝君） 副町長でございます。なかなか議論が、私どもが筆数というものを間違えてたということはもう平に謝らなくてはならないことですが、本来からいえば筆を脱筆をして、1筆にして売買するというようなことがあれば、こういうことは起きなかったんだろうなというぐあいに反省しているところでございます。不動産には筆はともかくとして一画地という概念があります。それは一つの機能を構成する一つの土地なんです。そのゆうらくという不動産の機能について皆さんと御議論をして、1億7,155万ですか、幾ばくかの値段について御説明してきたことには、これまでも何度も説明してますとおり、何の間違いもなかったわけです。その中には当然落合公民館の旧跡地というものもあったというぐあいに思います。この中で、皆さんの中でその跡地は別にしますよだとか、違ったことですよというような議論はなかったと思います。私はもうそういう気持ちでしたし、今言いました概念である一画地の中には入っているというぐあいに思っています。特に西伯地区でおられる方はよくよく御存じだったというぐあいに思いますので、ぜひそのような御議論ではなくて、確かに間違えた部分もあったけれども、その2筆をただでやっただとかそういう議論ではないということを御確認させていただきたいと思えます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 幾ら言ってもあなた方は、町は町有地の2区画のことは、それはもう納得済みだったと、今まで説明してきて町有地はこんなふうに渡しますって言ってるんだということの中に入ってるんだという、そういう説明1回もなかったんじゃないですか。この中には町有地の2区画を含めて渡しますよということありましたか。どなた説明しました、今まで議会で。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 先ほどから町長が何遍も答弁しておりますけども、誰が見てもあのゆうらく用地というのは塀や柵で覆われたところを指しているのをごさいます、旧落合公民館2区画もその塀、覆いの中に入っております。

最初に、町長答弁で申しましたけども、小学校の石碑があるところをどうするのか、これを引けば当然その議案で示した金額より面積が少なくなるというようなこともございます。真壁議員はただ、旧落合公民館用地をどうなんだというそちらだけで話をしておられますので、全然かみ合わないということになっておりますけども、全体で御議論していただきたいというふうに思えます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そういうの答弁なっていないというんですよ。2区画を説明したかって、1回も説明していない。情けなくてかなわんですけれども、もうこれ以上審議しても無駄だと思いますけれども、あなた方のやっていることは、町の財産を守らなくてはいけない町長や職員の皆さんが、町有地の2区画については十分説明もせずに、知らない間にそれが法人の土地になっていってるといことなんですよ。それが私の思い込みかどうかというのは後で判断するでしょう、住民が。少なくともこの町有地の試算をしたって200万円を超えるわけなんですよ。少なくとも私たちは譲渡には反対でしたけれども、わかった時点でこの2区画の二百数十万のお金出してきて、これを追加して譲渡したいっていうならまだしも、そのことについての誤りもお認めにならずに、議会について趣旨を説明してきたなどということが通るわけではないということを指摘して、次に入っておきたいと思います。

次に、町長の権限を行使した一連の件では、私はここでは先ほど一般競争入札のこととか言いましたが、これは前回にもお話ししましたので、ここでは町長というのはなかなか議会に相談なさらなくてもやっぱり権限がありますから、今の段階では当時これまで伯耆の国の理事長を務め、一理事をしてきたという、その法人に土地を売却ないしは建物の無償譲渡するに当たって、町長の権限を使って進めたということが残念ながらあるのではないかという点の指摘なんですよ。

一つは覚書の件です。この覚書については、いつでしたっけ、平成24年の4月1日に出されていますが、議会にもなかなか出てきませんでした。出た中で、6月十分審議できなかったんですけども、この中で一つ確認しておかなくてはならないのは、今後の伯耆の国が建設等にしたときの費用について協議すると書いてありますが、私たちの解釈では、この今後のゆうらくの改修計画というのはこの間の無償譲渡の段階で終わっていいのではないか、この覚書が24年4月1日に交わした、今後ゆうらくの改修に当たって協議するというのはいつまで生きていくのかという点ですね、この確認です。

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 済みません。もう一度おっしゃっていただけませんか。

○議員（13番 真壁 容子君） 今、手元に持ってらっしゃいますから。（発言する者あり）

○議長（青砥日出夫君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 覚書の期限というですわね、土地、建物が一体ということで、伯耆の国さんが建物の修繕をどうするのかというところで、建物の譲渡をなかなか受けていただけなかったというところで、そのあたりについて覚書をして土地と建物が一体という話の覚書だったように思います。ということで、もうこのたび譲渡も終わっておりますし、あと修繕だけが

残っているというところで、修繕は予算をしております、5,700万の。一応この修繕の公金が完結すれば、もう終わったということになると思います。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ということは、この覚書は期限があるということなんですけど、町長、この覚書に平成24年の4月1日に交わした覚書の期限を記入しないといけないんじゃないですか。それとも、もう予算が通ってるわけですよね、この間の分の、通ってるんでしょう、5,000幾らの、通ったじゃないですか。それだったら棄却ですね、どうですか。これこのまましておいたら、読みようによっては今後施設の大規模修繕の費用負担について協議ができるということになっておりますから、これはもう向こうに行った時点で棄却しているというふうに理解していいのかという点ですけど、どうですか、町長。町長じゃないと言えないって。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど伊藤課長が答弁したとおりだと思いますけれども、ゆうらくの無償譲渡するに当たって、さまざまな懸案事項があったわけでありまして、特に大規模修繕だとか将来的に何かこう耐えられんような、一法人では耐えられないような大きな修繕が発生するというようなこともあるのではないかと思います。そういうときには協議はしなければいけないというように思っております。これでもう何にも一切合財終わりということで、私はないというように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ということはこの平成24年4月1日の覚書は未来永劫に生きていくということですか。少なくとも住民に誤解与えたり、議会にも説明不足という点からいえば、この覚書をした時点で議会に出していないんですよ。そうであれば、平成24年度中に将来的な修繕計画を作成して、譲渡の段階で大規模改修の話が終わってるとみなすの普通じゃないですか。それを今後まで生きていくということになれば、議会に説明していた内容と違いますよ。棄却するしかないのではないかと。これはいけんわ。話が違ってきたね。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。未来永劫に続くとかというようなことですが、そういう意味ではございません。これは議会に説明をしてきて、いろんなけんけんがかがか議論がございました。将来的に大規模改修が必要になったときにはどうなるのかとか、いろんな御意見をいただいてまいりました。今回はとりあえずこれだけして、それで全面的に譲渡をするというようなことも説明してきた、その議会の議論を大体集約してそのような覚書をつくって譲渡に

臨んだということでございます。それ以上のものでもないし、以下でもない。伯耆の国はよく御存じだと思いますけれども、町が出捐した団体ですから、町が完全にもう知らんちゅうようなことには、私はならんと思いますよ。やっぱり町民がそのまま、最終的には町民の福祉の向上をするということが目的でありますから、運営の形態は町でやろうが、伯耆の国であろうが違って、町がつくった法人ですから、その法人がちゃんと機能を発揮して町民を守ってくれるという、そういう働き、ミッションがあるわけですから、それが損なわれないように何をする、これはせんというようなことを言っているわけではない。大きなことがあって困ったときには協議には応じなければいけんということでもあります。これは議会の議論をそのまま文書にしたもんだというぐあいに思っております。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 時間がないので、このことについては、議長、この覚書については議会でも話されていません。先ほど言ったように、町長が言ったように、大規模修繕の費用負担については今後も協議の対象だっているふうに言っています。今までほかの議員の賛成討論では、今回の無償譲渡の大きな理由が建物向こうに行ったら、今後は修繕費がかからないと言ってきたんですよ。そのことの違い、非常に大きな問題ですので、今議会中に町長からこの説明を聞くことを求めておきたいと思っております。これ一般質問で議員がとやかく言える状況じゃなくなってきましたから、このことについては議会で確認する場所を持っていただく要請しておきます。

次に行きます。次に、ここでは無償譲渡が前回の6月議会で決まったのですが、このことについて、無償譲渡に当たって譲渡手続申請書、決議書を出していただきたいと思うのですが、これは出ますね、確認です、無償譲渡の。これこそすぐ課長が答えられるでしょう、はいって。（発言する者あり）出るよね。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。当然情報公開とかしていただければ出せますし、今、議長のほうであれば、出したいと思っております。

○議員（13番 真壁 容子君） 議会で求めています。

○総務課長（加藤 晃君） 情報公開で……。

○議員（13番 真壁 容子君） 総務課長、情報公開の趣旨を間違わないように。聞きたくありません。そういうこと聞いてるんじゃないです。お座りになって結構です。

議長、求めます。議会で求めているのに情報公開出せって、何と失礼なこと言うんですか。そのことこそ撤回すべきですよ。

○議長（青砥日出夫君） 総務課長、ほんならお願いします。

次、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 次に、町が立ち上げた法人の公平性の問題です。ここで2点指摘です。情報公開条例第24条、出資法人の情報公開に努めることとする。この中には、当然幾ら財産が法人伯耆の国に行ったとしても、町長が先ほどお認めになられた出捐している法人には変わりありません。そういうところで見れば、情報公開条例に基づいて出資法人の情報公開については、伯耆の国のことについては応じるべきだというふうに解釈しているが、それでいいかどうかという問題。

2点目には、以前も言いましたが、地方自治法第199条、監査の職務権限で町長が必要と認めるならば、出資ないしは出捐している、金額が50%出捐しているところについて、出資しているところについていえば、町長が必要と認めるならば、町の監査が法人を監査することができます。このことについて、町長がよそと違うというのであれば、このようにして公平性を保つべき制度を残しておくべきじゃないかと思うんですが、その点についてお答えください。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。町が1,000万円出捐をした団体ございまして、これは法人がなくならん限りはこの性質でつくった法人だということは、もうこれは変わらんわけでありまして。そういう中で監査が必要であれば、これは監査することもできるということを含めて答弁をしております。特に監査の必要が認めないので、今はそういう必要はないということも言っております。

ただ、今回、法人に対して建物の無償譲渡という有利な取り扱い、有利かどうかわかりませんが、一応一般的には無償で譲渡するといえれば有利な印象を受けるわけですが、そういう取り扱いをしたわけです。競争入札にも付さずにですね。したがって、これは社会福祉法の規定によりまして、事業または会計の状況に関して報告をお願いしたいと、今年度の決算から事業や収支状況については報告をお願いしたいと、これは社会福祉法の58条にそのような規定になっておりまして、そういうぐあいにしたいと思っております。

それから、この規定以外にかねて隠しておるのではないかと、出さんのではないかとということですが、やっぱり一つの自治権を持った、自主権を持った法人ですから、そこに正面から土足で入り込むような高飛車なやり方はよろしくない、町のほうは指定管理でお願いしてございまして、その指定管理の状況報告で毎年事業計画も報告、収支の状況も報告いただいているわけですが、町のほうに。そういうことを冷静に考えていただければ、そういう報告書を情報公開の中で求め

られれば、当然手に入るわけであります。あんまり難しい考えずに、いい関係で社会福祉法人と町とはおつき合いをしていかなければいけんと、このように思っております。

○議長（青砥日出夫君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 伯耆の国の問題ですと、先ほどの具体的に監査ができるとかそういうことをお認めになったけど、するのかどうかという点では聞いたというふうに思っておりません。それで、ぜひとも町の監査を受けること、それから情報公開条例に基づいて、求められた場合には伯耆の国の情報についても公開するよう努力する、努めるものとするという立場に立ち返ることを求めておきたい。

それともう1点では、この無償譲渡の問題と建物の売却問題では、非常に私はどういっても、住民から見ても、私を感じても、町長が町の利益をなすために住民どのようにしているのかというのがよくわからない。先ほど言ったように、伯耆の国に行かなかつたらよそに行ってしまうと言いますが、この無償譲渡とか土地売却しなかつたらこんなこと起こらなかつたことですよ。そういう意味でいえば、幾ら説明されても、今回の土地売却と無償譲渡が正しかったとはいえない。まして、大きな賛成討論の理由の一つが今後の改修費が出ないということだったんですけども、そのことについても曖昧な答弁しか返ってこないとなつたら、余計に今回の譲渡については疑問があるし、もとに戻すべきだという御指摘して、次の質問に入りたいと思います。

次の振興区問題で、時間がないので提案までしたいと思うのですが、ここでは住民が指摘している一つに、やはり町の税金を使って無駄遣いが多いのではないかと指摘が一番多かったんです。その無駄遣いだという住民の声がどこから起こってくるのか、やっている方々にしたら、自分たちはよくやっているというふうに言われて、確かに集まっていると思うんですよ。これ前回つくってくれた資料の中では5,300万の中に事務職員の経費が28.6%入っている。こういうふうにおっしゃってましたよね。事務職員の経費が、54.9%、半分が事務職員の経費だということなんです。このことが一つと、住民から見たら人件費というのは、やはり非常勤特別職の会長、副会長の報酬も入れないといけないと思うのです。

それと目にしておられるように、決算を見たら、この中で100万近くのお金が余分に人件費として使われている例というのがあるわけですよ。これは恐らく皆さんから見た行政文書の配布料等が評議員や区長の人件費として見ていることになると思うのですが、このように5,352万、1年間で5,300万以上、会長、副会長の経費入れたら6,500万近くなりますよね、このお金を使っていて、本当に有効に働いているかということを町民が言っていると思うんですよ。

そういう意味から見たら、私はこの税金の投資の仕方が本当に適切なのかどうかということ、節目に来て検討してもいいのではないかというふうに思うのです。その点について、人件費比率が高いという問題と、そのお金があるのであればほかのことに回してほしい、これについては今まで部落でできてきたことだと、集落で、それを今までもしてきたことをどうしてしないのはいけないのか。もう1点でいえば、地域振興協議会というけれども、やってることはみんな区長初め集落の住民がしてるんだと、こういうふうに言ってるんですね。私はそういうところにヒントがあるんじゃないかと思うのが1点ですが、これについてどうでしょうか。

○議長（青砥日出夫君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。たくさんお尋ねをいただきました。的確に答えられるかどうかちょっとわかりませんが、最後の御質問で、今まで各集落でやっていたことがたくさんあるじゃないかということですが、反対に一つの集落ではなかなか自己完結できないこともたくさんあったと感じております。それは、例えば地域での御高齢の方や、それから子供さんなどの見守りが典型的だと思います。一つの集落のエリアを越えて、やはり見守っていかないけんという実情もでございます。

それから、力を合わせるということで申しますと、町長答弁の中で、残念な事例ではありましたが、行方不明のお方の搜索で地域の皆さんが力を合わせてなされたというようなこともございました。一つの集落だけではなかなかできないことは、今申し上げたことのほかにもたくさんございます。もちろん集落で今までどおり粛々とやっておられることもたくさんございますんですけども、地域の課題ということでちょうど振興区というエリアがその課題を、ちょっと集落から広がった広域的な課題を解決するには適正な、ちょうどええ大きさではないかというふうに思っておるところでございます。以上です。

○議長（青砥日出夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。御批判をされる立場ではありますから、これはあえて謙虚に受けとめておかなければいけないというふうに思うわけですが、一つだけ誤解がないように、これは真壁議員はよく御存じなので、真壁議員さんというよりこのテレビを、中継を見て議論を聞いておられる町民の皆さんに対してお答えをしておきたいと思っております。

先ほど申し上げたように、事務員の賃金は特別交付税でルール化されておまして、特別交付税で措置をされております。したがって、町の持ち出しをどんどんやっておるといようなことではございません。これはやらなかったら来ないわけでありまして、やったほうが有利だと、交付税のルール分を活用して地域振興を図っておるといことでございます。

それから、会長、副会長の報酬を言わなければいけないのではないかということをおっしゃいました。会長、副会長の報酬は町の会計から出ております。町から直に出ているということをごさいます、これは振興協議会が会長、副会長の報酬を払っているわけではございません。町から払っているということでもあります。14名、会長、副会長おられますけれども、総額でいいますと1,000万ほどでございます。合併した当時に187名とか188名の職員がおりました。現在、120名台ということでありまして、国が示しておるのは5%か6%ぐらいですね、職員の削減というようなこともあったわけですが、実に60名以上の職員の削減をこの9年間ほどでやってきたわけでありまして、このことが今日的な南部町財政の改善した一番大きな原因になっております。ここまで縮減をやったわけでありまして、これは本当に厳しい縮減であります。職員2名分ぐらいのお金は、職員2名分ぐらいです、1,000万ほどいいますと、職員2名分ぐらいのお金は地域のために使っていただくような仕掛けをつくった方がいいのではないかと、このように考えまして、会長、副会長の報酬という形で総額1,000万ほどなんですけれども、お世話いただく皆さんの報酬をお支払いするようにしたわけでありまして、したがって、これが無駄遣いということであれば無駄遣い、御批判は受けなければいけないかも知れませんが、そういう行革の一環で、地域に還元をしようという私の思いでございまして、御理解をいただきたいというように思います。

それと、結成して節目にそういう内容を点検すべきではないかということをごさいます、これは非常にいいことだというように思っております。いい時期に点検をして、事業活動の面、あるいは財務の面、いろんな面でもっといい方法で運営するやり方があれば、その方向に修正していくというようなことで、それは受けとめさせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、町民の幸せを願って、町の活性化を願ってこのような施策を進めているわけでありまして、エンドユーザーは町民だということでもあります。町民の皆さん方の御意見を聞いて、よりよい方向にこの制度も発展させていかなければいけないと、こういう立場を表明いたしまして、答弁いたします。

○議長（青砥日出夫君） 時間が迫りましたので、まとめてください。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） どうも済みませんでした。集落支援員の2,000何万の特別交付税がついていることについては、決算で委員会でやることにします、時間がないので。

地域振興区制度を私たちは見直すべきだから、やめたほうがいいのではないかとというふうに1年前の選挙でも言いました。そこで、どういう意見が出てくるかです。できるときに町民は賛成だ

ったんだらうか、いまだにいいとする人がそんなに全部出てこないのはなぜなのかという意見ですね。それと、住民の自治会と行政がすべきことは別のものである。行政が自治会を縛りつけるなどとんでもない、原点に戻って考え直さないと、行政サービスが違った方向に進んでしまうのではないか、地域振興区は即刻廃止し、地区公民館や区長協議会等で長い目で安心できる地区をつくらないといけないのではないのでしょうか。協議会がやれと区にやらせるのではなく、町と区をもう一度もとに戻して、区民側から声が盛り上がるような体制にできないものか、こういうふうに言う意見が多かったんですね。中で何が言いたいのか、せっかく町長がいいと思ってつくられたと思うんですが、上からの押しつけでは住民自治は育たないということ、税金の無駄遣いなのではないか、多く見てこの2つが大きな批判の声です。

それを解決する方法とすれば、従来の区長制度に一旦戻し、区長協議会等が民主的に動くような体制をつくること、もう一つは教育委員会中心として社会教育の柱を太くし、地区公民館制度をしっかりと根づかせていき、自主的に動く住民を多くつくっていくこと、これに尽きるのではないかということ指摘して、質問を終わりたいと思います。

○議長（青砥日出夫君） 以上で13番、真壁容子君の質問を終わります。

これもちまして、本日予定しておりました一般質問は終わります。

○議長（青砥日出夫君） 以上もちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青砥日出夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

明日10日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定であります。御参集をお願いいたします。

午後4時15分散会
